

通算企業年金の特徴と 移受換の手続きについて 2025年度

年金サービスセンター
年金記録課

目 次

1. 連合会の「通算企業年金」とは	1
2. 企業年金と連合会の間での持ち運び	15
(1)ポータビリティとは	15
(2)連合会へ持ち込む方法	19
(3)連合会から持ち運ぶ方法	52
3. 参考資料	60
(1)連合会 Web サイトの活用	61
(2)よくある質問 Q & A	64

通算企業年金

ポータビリティ

確定給付

確定拠出

参考資料

1. 連合会の「通算企業年金」とは

連合会の「通算企業年金」とは

企業年金連合会の通算企業年金は、原則65歳からご本人が生存されている限り、一生涯にわたってお受け取りいただける終身年金です

給付額が確定しているため、老後の安定した生活設計に役立ちます

企業年金連合会（連合会）の役割

中途脱退者等の選択により、脱退一時金相当額等を連合会へ移換した場合、連合会は移換された脱退一時金相当額等を原資として、**年金（通算企業年金）を支払います**



Pension Fund Association
企業年金連合会

年金受給者



脱退一時金相当額等

- ・確定給付企業年金（DB）
- ・確定拠出年金（企業型DC）
- ・厚生年金基金

退職・転職

年金原資の移換
(ポータビリティ)

- ・確定給付企業年金（DB）
- ・確定拠出年金（企業型DC）
- ・確定拠出年金（個人型DC）=iDeCo
- ・厚生年金基金
（企業型DCからの移換は不可）

通算企業年金の特徴

➤ 生涯にわたって年金を支給（終身年金）

➤ 年金額を算定する際の予定利率

0.25～1.25%…令和4年5月1日以降に加入資格を喪失した方(資格喪失時の年齢に応じた率を適用)

➤ 原則として65歳から支給

(支給開始年齢は老齢厚生年金同様、性別および生年月日に応じて60歳から65歳に段階的に引上げ P.8)

- ◆ 本来の支給開始年齢を超えて脱退一時金相当額等が移換されたときは、移換された月の翌月分から年金を支給
- ◆ 60歳以降であれば、希望により本来の支給開始年齢よりも早く受け取ることが可能（ただし、受給期間が長くなるため減額された年金額となる）

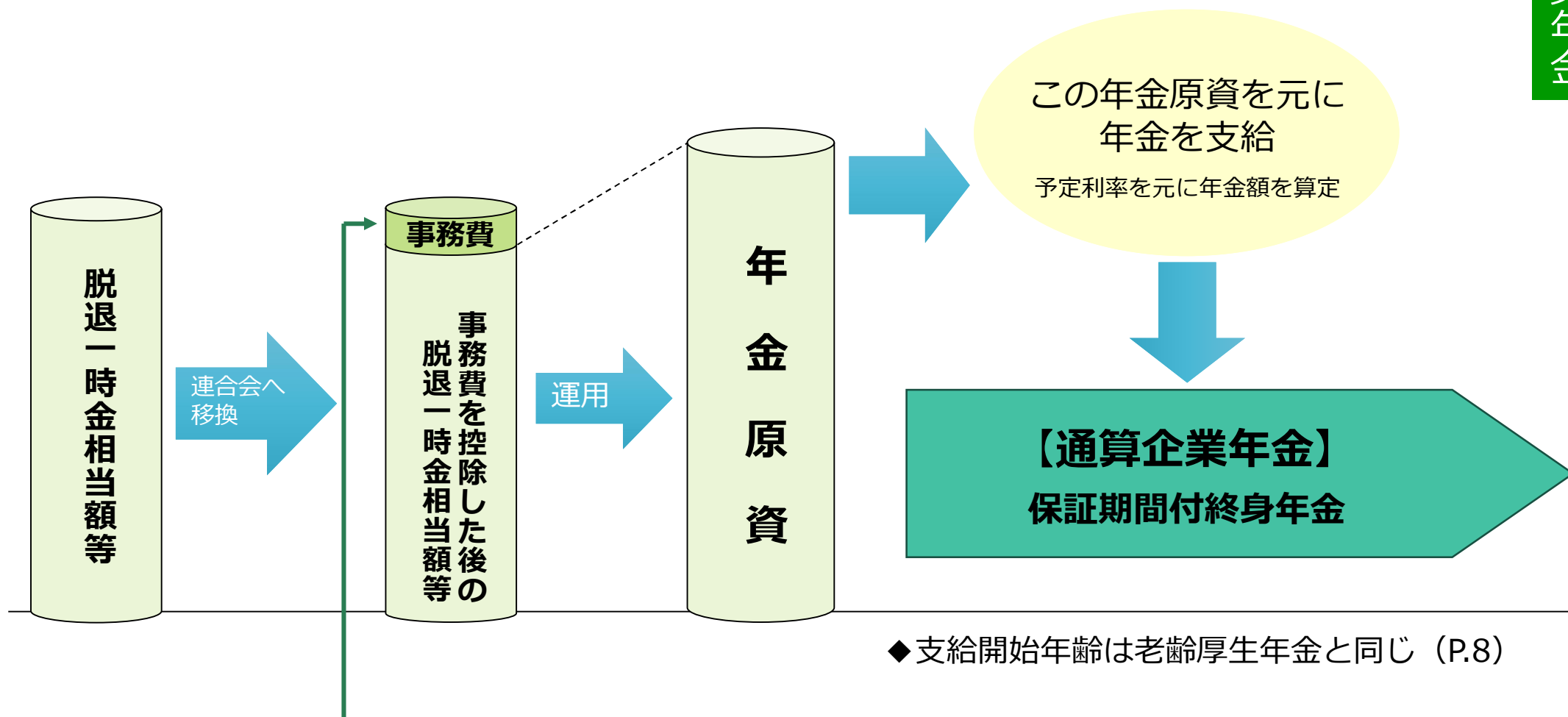
➤ 保証期間付き（支給開始年齢から原則満80歳まで）

- ◆ 年金裁定請求時や年金支給開始後であっても、保証期間内で一定の事情が生じた場合は、本人の選択により、残存保証期間に応じて選択一時金を支給
- ◆ 支給開始年齢前または支給開始年齢後保証期間内に亡くなられた場合は、残存保証期間に応じて遺族の方に死亡一時金を支給

➤ 移換された脱退一時金相当額等から、事務費（定額事務費 + 定率事務費）を控除

◇脱退一時金相当額等をお預かりしてから、選択一時金や死亡一時金をお受け取りになるまでの期間が短いときは、お預かりした金額を下回る場合があります

通算企業年金のイメージ



◆支給開始年齢は老齢厚生年金と同じ (P.8)

事務費（上限34,100円）＝ 定額事務費（一律1,100円）＋ 定率事務費（上限33,000円）

※ 定率事務費は移換された脱退一時金相当額等や年齢などに応じて計算します (P.7)

※ 脱退一時金相当額等が定額事務費（一律1,100円）以下の場合は移換できません

※ 年金額は移換された脱退一時金相当額等から事務費を差し引いて計算します

通算企業年金の特徴 ～予定利率～

予定利率について

年金額を算定する際の予定利率は、脱退一時金相当額等移換時の年齢に応じた率が適用されます

移換時年齢	令和4年5月1日以降に加入資格を 喪失した方の予定利率
45歳未満	1.25%
45歳以上55歳未満	1.00%
55歳以上65歳未満	0.75%
65歳以上	0.25%

※平成29年4月1日から令和4年4月30日までに加入資格を喪失された方については、予定利率：0.50～1.50%で年金額を算定

参考

◇通算企業年金の予定利率の定めについて

長期国債の応募者利回りおよび優良社債の利回りの動向を勘案した年金給付等積立金および積立金の運用収益に係る予測に基づき、定めることとしています

◇連合会に移換した後、予定利率が変更となった場合

連合会への移換時に適用された予定利率は、その後、予定利率の変更があってもそれはその後の新規移換者に適用されるものであり、既移換者については変わることはありません（年金額も変わりません）

移換する脱退一時金相当額等に対する年金額（年額）【概算】

令和4年5月1日以降に加入資格を喪失した方で、
受け取り開始年齢が65歳の場合

（円：百円未満四捨五入）

	移換時の年齢	予定利率	移換する脱退一時金相当額等					
			10万円	20万円	30万円	50万円	100万円	200万円
男性	25歳0月	1.25%	7,600	15,400	23,100	38,600	77,200	155,900
	35歳0月	1.25%	6,900	13,800	20,700	34,600	69,200	139,400
	45歳0月	1.00%	5,700	11,400	17,200	28,700	57,400	115,100
	55歳0月	0.75%	4,900	9,900	14,900	24,900	49,900	99,900
	65歳0月	0.25%	4,300	8,700	13,100	21,900	43,800	87,500
女性	25歳0月	1.25%	6,500	13,100	19,700	33,000	66,000	133,200
	35歳0月	1.25%	5,900	11,800	17,700	29,600	59,200	119,100
	45歳0月	1.00%	4,800	9,700	14,600	24,400	48,800	97,900
	55歳0月	0.75%	4,200	8,400	12,700	21,100	42,300	84,700
	65歳0月	0.25%	3,700	7,400	11,100	18,500	37,000	74,100

※「移換時の年齢」とは、脱退一時金相当額等が企業年金連合会に移換された月末の年齢（月単位）です

なお、1日生まれの方はひと月プラスしてください（前月末日が年齢到達日のため）

※例えば、35歳0月の男性が脱退一時金相当額等100万円を移換した場合、年額約69,200円の通算企業年金を65歳から生涯にわたってお受け取りいただけます

※女性の年金額が男性に比べて低くなっているのは、女性のほうが平均寿命が長い（受取期間が長い）ことを前提としているためです

通算企業年金の特徴 ～事務費～

事務費について

移換された脱退一時金相当額等から、
事務費（定額事務費＋定率事務費）を移換時に一括して控除します

事務費（上限34,100円）

定額事務費（一律1,100円）

○移換通知書の受付や移換完了通知書の送付等の事務経費に充てられます

定率事務費（上限33,000円）

○データ管理や年金の振込み等の事務経費に充てられます

○移換時の年齢や性別、脱退一時金相当額等に応じて計算されます

参考

- ◇脱退一時金相当額等を移換した後に、当該移換を取消した場合、その後のデータ管理や年金の振込み等の事務経費は不要となるため、定率事務費については全額返還します
- ◇定額事務費については全額控除します
- ◇既に脱退一時金相当額等を連合会に移換している方が、その後、新たに脱退一時金相当額等を移換される場合、改めて年金の振込み等に要する事務経費は不要となるため、定率事務費は軽減されます

通算企業年金の特徴 ～支給開始年齢～

支給開始年齢について

通算企業年金の支給開始年齢については、老齢厚生年金と同様に生年月日に応じて60歳から65歳に段階的に引き上げられています

【男性】 生年月日	【女性】 生年月日	支給開始 年齢
～昭和28.4.1	～昭和33.4.1	60歳
昭和28.4.2～昭和30.4.1	昭和33.4.2～昭和35.4.1	61歳
昭和30.4.2～昭和32.4.1	昭和35.4.2～昭和37.4.1	62歳
昭和32.4.2～昭和34.4.1	昭和37.4.2～昭和39.4.1	63歳
昭和34.4.2～昭和36.4.1	昭和39.4.2～昭和41.4.1	64歳
昭和36.4.2～	昭和41.4.2～	65歳

参考

◇本来の支給開始年齢を超えて脱退一時金相当額等が移換されたときは、移換された月の翌月分から年金を支給します

通算企業年金の特徴 ～繰上げ請求～

繰上げ請求について

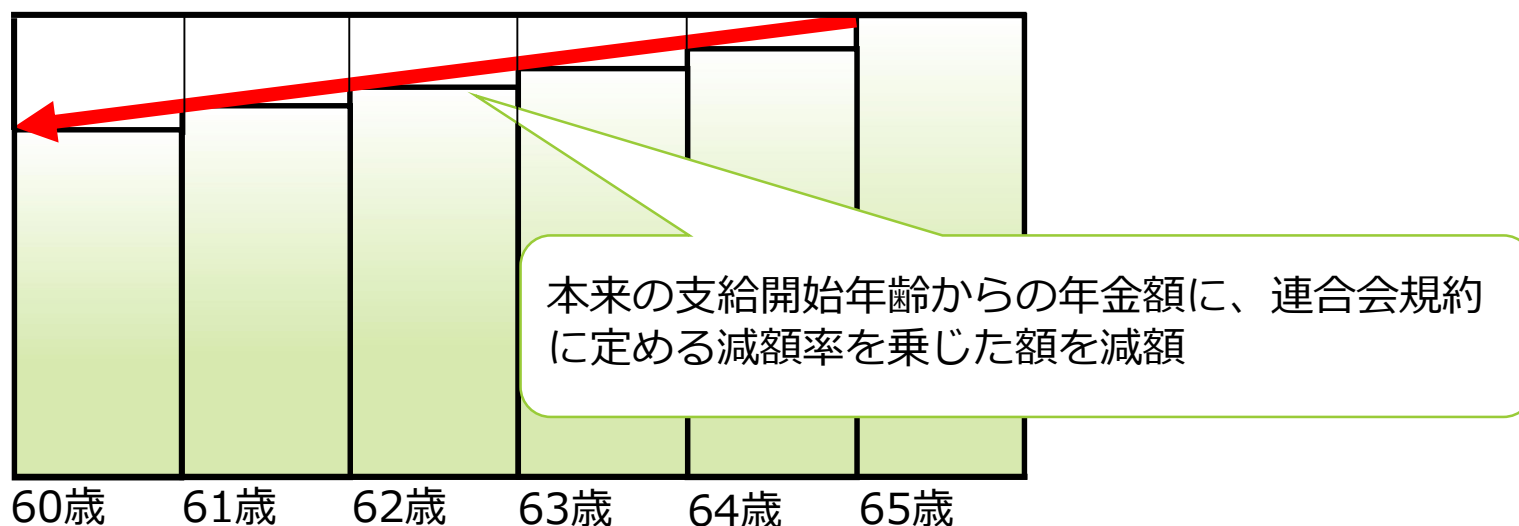
本人の選択により本来の支給開始年齢よりも早く年金を受け取ることができます

支給開始年齢が61歳以上の方は、60歳以降であれば、本人の選択により本来の支給開始年齢（P.8）よりも早く通算企業年金を受け取ることができます

ただし、繰り上げた月数に応じて本来の年金額から減額となります

なお、請求を繰り上げた場合も保証期間の終了する年齢に変更はないため、繰り上げた期間分、保証期間が延びることになります

繰上げ請求時の年金額のイメージ



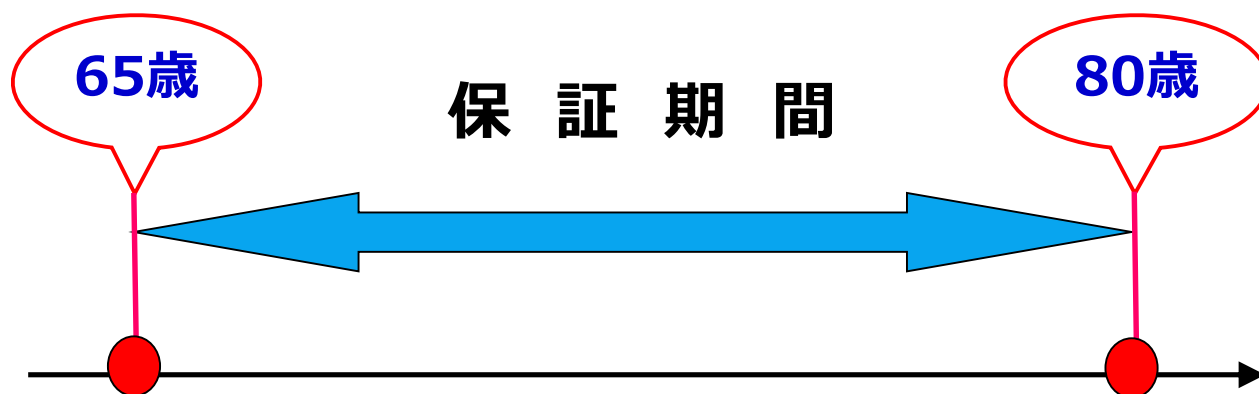
通算企業年金の特徴 ～保証期間～

保証期間について

通算企業年金には保証期間があります

保証期間とは、支給開始年齢から原則80歳に達するまでの期間のことを指し、その間に受取方法を年金から一時金に変更された場合や、亡くなられた場合には、残存保証期間に応じて選択一時金や死亡一時金を受け取ることができます

(65歳支給開始の場合)



65歳以降に脱退一時金相当額等を移換された場合は、保証期間は右記の通りとなります
また、通算企業年金の繰上げ請求をした場合であっても、保証期間の終了する年齢に変更はありません

脱退一時金相当額等移換時	保証期間
65歳	15年
66歳	14年
67歳	13年
68歳	12年
69歳	11年
70歳	10年
71・72歳	9年
73・74歳	8年
75・76歳	7年
77・78歳	6年
79・80歳	5年
81・82歳	4年
83・84歳	3年
85・86歳	2年
87歳以上	1年

通算企業年金の特徴 ～選択一時金～

選択一時金について

選択一時金とは、以下の（ア）から（エ）の事情が生じた場合に限り、通算企業年金の支給に代えて、一時金として支給されるものです

- （ア） 受給権者またはその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けたこと
- （イ） 受給権者がその債務を弁済することが困難なこと
- （ウ） 受給権者が心身に重大な障害を受け、または長期間入院したこと
- （エ） その他（ア）～（ウ）に準ずる事情がある場合

選択一時金の支給

（65歳支給開始※の場合）

※支給開始年齢は老齢厚生年金と同様、60歳から65歳に段階的に引き上げられている（P.8）

年金の支給開始年齢まで、
選択一時金の支給はできません

65歳

保 証 期 間

80歳

＜年金の裁定請求時＞
いずれかを選択

- ①全額一時金
- ②50%年金、50%一時金
- ③全額年金

＜保証期間内＞

左記の②または③を裁定時に選択した場合のみ、選択一時金の選択が可能

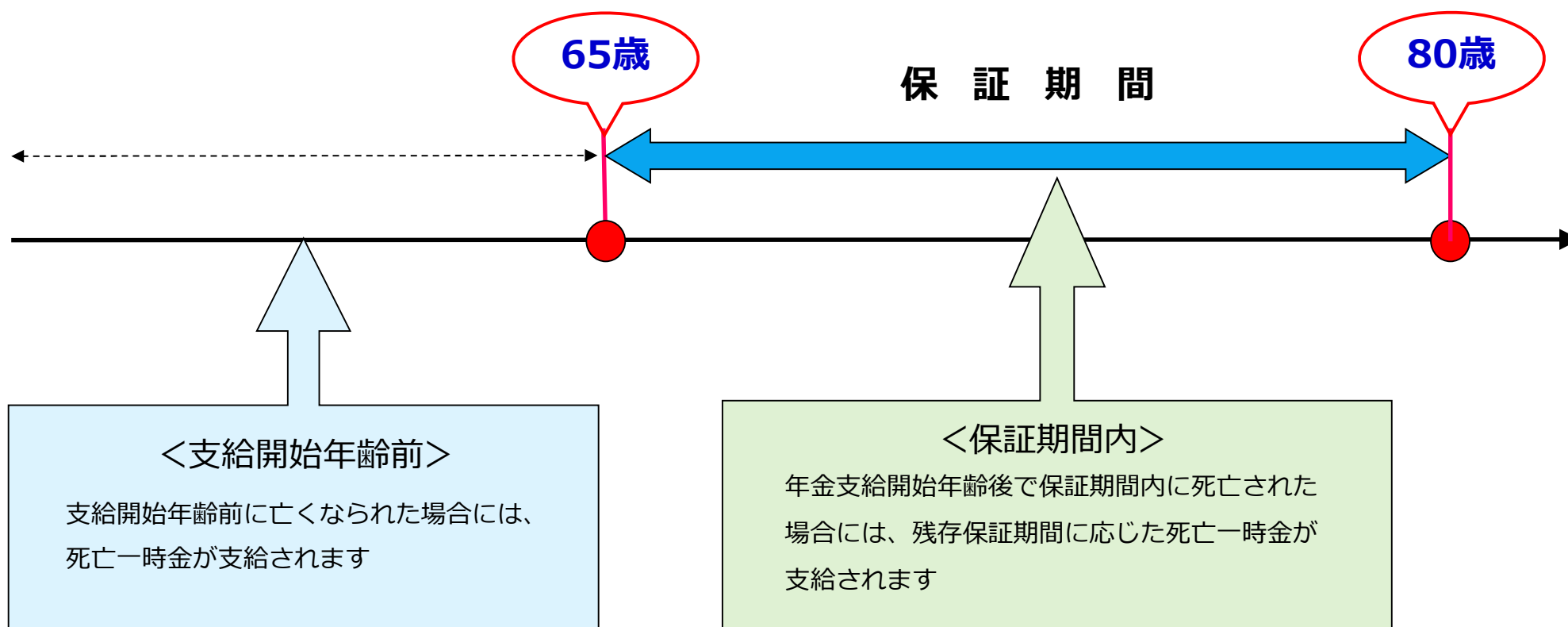
死亡一時金について

死亡一時金とは、支給開始年齢前または保証期間内に亡くなられた場合、通算企業年金の支給に代えて、ご遺族の方に一時金として支給されるものです

死亡一時金の支給

(65歳支給開始※の場合)

※支給開始年齢は老齢厚生年金と同様、60歳から65歳に段階的に引き上げられている (P.8)



通算企業年金の特徴 ～最低保証～

選択一時金および死亡一時金の最低保証について

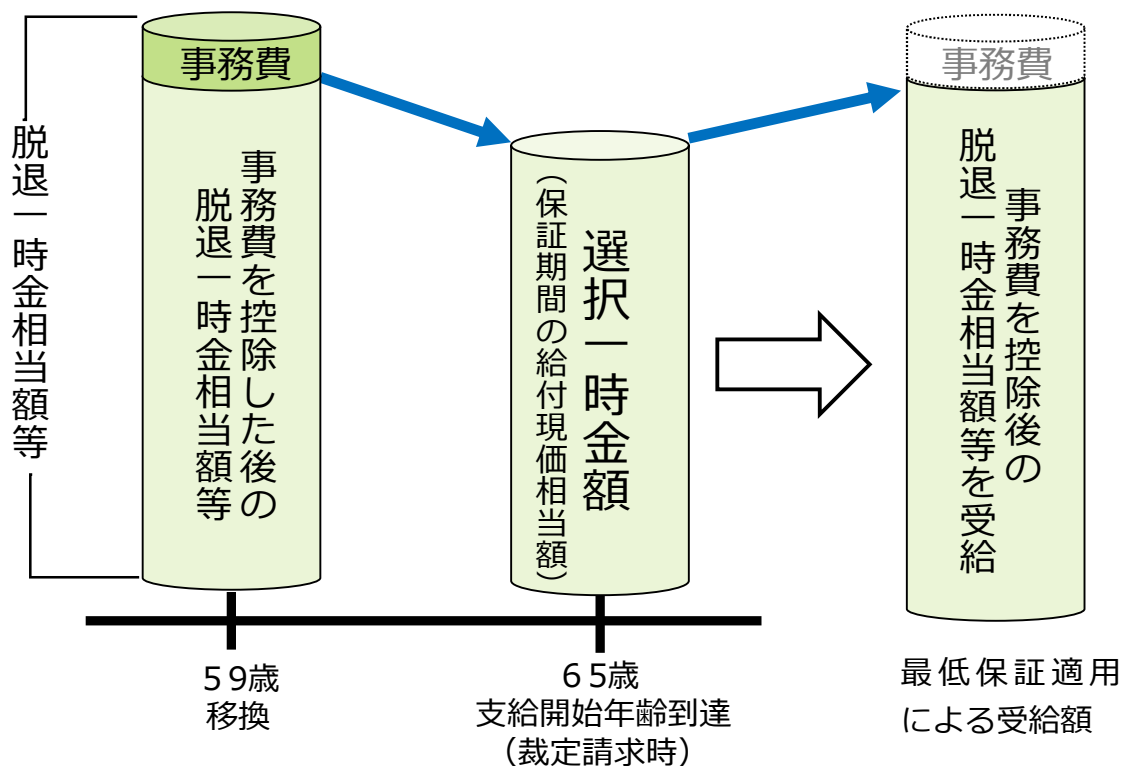
選択一時金および死亡一時金は将来の終身年金支給の代わりに保証期間に支給する給付の現価に相当する額を一時金で先に取得する形であることから、事務費控除後の脱退一時金相当額等を下回る場合があるため、最低保証適用条件に相当する場合、事務費控除後の脱退一時金相当額等の支給が保証されます

◇最低保証適用条件

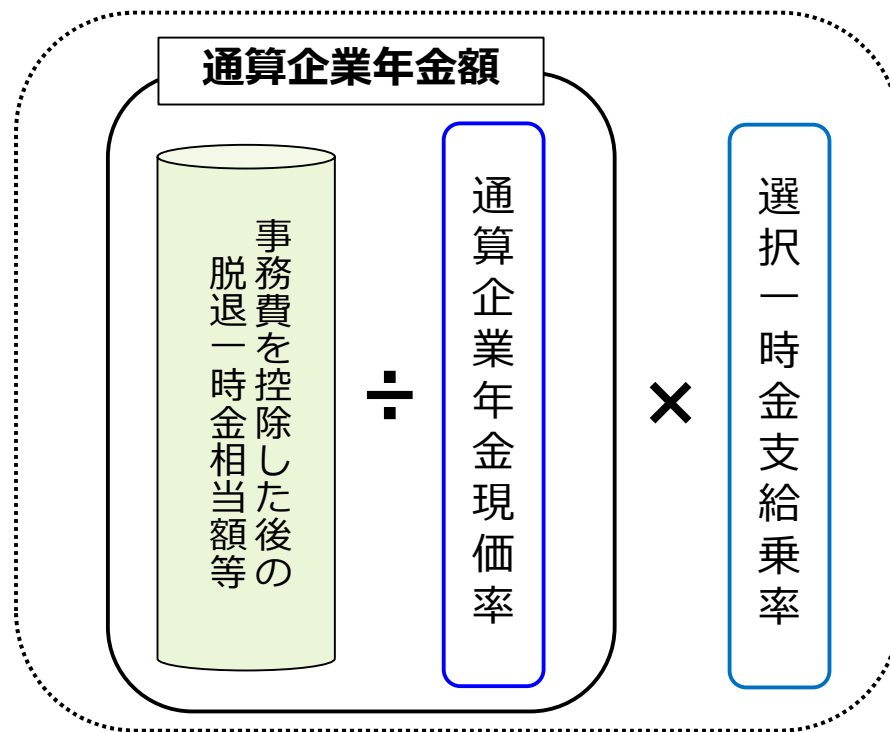
選択一時金：裁定請求と同時に全額一時金として選択した場合

死亡一時金：支給開始年齢到達前に死亡した場合

※年金受給開始後に選択一時金または死亡一時金を受け取る場合、最低保証は適用されません



参考：選択一時金額の計算式（最低保証非適用時）



通算企業年金の特徴

くわしくは特設ページへ

特設ページでは、通算企業年金に移しかえる方法や企業年金の詳細などをご紹介します。動画も合わせて、ぜひチェックしてみてください。



転職したら、
前職の「企業年金」どうなる？



「通算企業年金」のメリットは？



私が
解説します！



通算企業年金への移し換えについて、ご不明な点は企業年金コールセンターへお問い合わせください



0570-02-2666 (企業年金コールセンター) ※IP電話からは03-5777-2666

企業年金連合会 Pension Fund Association

〒105-0011 東京都港区芝公園2丁目4番1号 芝パークビルB館10階・11階

2. 企業年金と連合会の間での持ち運び

(1)ポータビリティとは

企業年金間のポータビリティとは

企業年金の中途脱退者等は、他の企業年金等（企業年金連合会、確定給付企業年金、確定拠出年金、厚生年金基金）へ年金原資を移換できます（平成17年10月施行）

（例）確定給付企業年金や厚生年金基金からの移換の場合

脱退一時金相当額



- ・ 確定給付企業年金（DB）
- ・ 厚生年金基金

退職
転職

将来、年金
受給を希望

年金原資の移換
(ポータビリティ)

- ・ 企業年金連合会
- ・ 確定給付企業年金（DB）※
- ・ 確定拠出年金（企業型DC）
- ・ 確定拠出年金（個人型DC）=iDeCo
- ・ 厚生年金基金※

年金受給者

（例）確定拠出年金（企業型DC）からの移換の場合

個人別管理資産



- ・ 確定拠出年金（企業型DC）

退職
転職

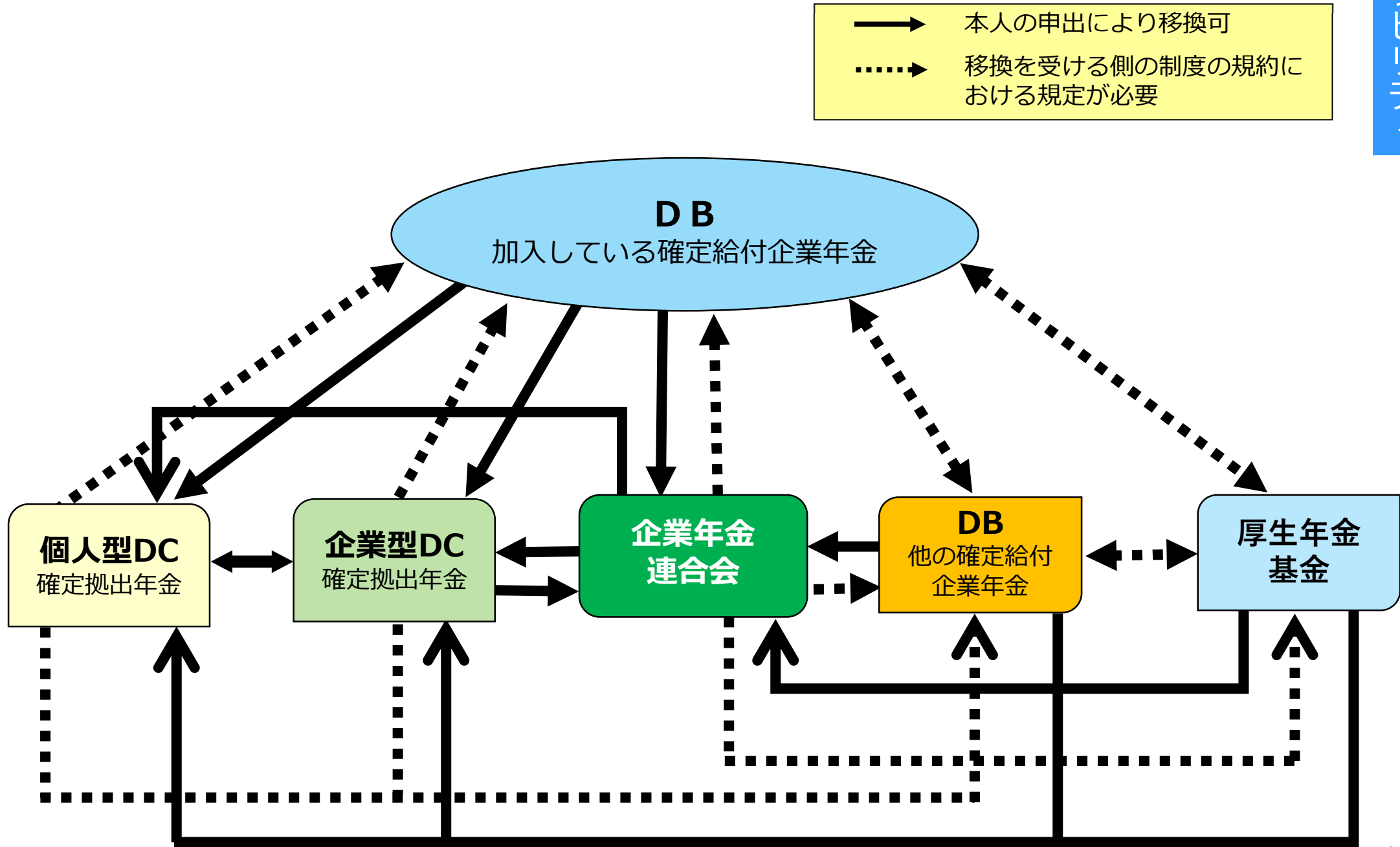
将来、年金
受給を希望

- ・ 企業年金連合会
- ・ 確定給付企業年金（DB）※
- ・ 確定拠出年金（企業型DC）
- ・ 確定拠出年金（個人型DC）=iDeCo

年金受給者

※移換を受けることができると規約に定められている場合に限ります

ポータビリティ全体のイメージ（法律改正による持ち運びの広がり）



ポータビリティ全体のイメージ（法律改正による持ち運びの広がり）

	移 換 先 の 制 度						
		D B	企業型 D C	個人型 D C	中小企業 退職金共済	企業年金 連合会	厚生年金 基金
移 換 前 に 加 入 し て い た 制 度	D B	○	○	○	○ ※2	○	○
	企業型 D C	○	○	○	○ ※2	○	×
	個人型 D C	○	○		×	×	×
	中小企業 退職金共済	○ (※1+※2)	○ (※1+※2)	×	○	×	×
	企業年金 連合会	○	○	○	×		○
	厚生年金 基金	○	○	○	○ ※3	○	○

- ※1 中小企業退職金共済に加入している企業が、中小企業でなくなった場合に資産の移換が可能
- ※2 合併・会社分割等の場合に限った措置（中小企業退職金共済法の一部改正（平成28年4月1日施行））
- ※3 厚生年金基金が解散し、当該基金の設立事業所の事業主が中小企業者であるとき、中小企業退職金共済に資産の移換が可能

2. 企業年金と連合会の間での持ち運び

(2)連合会へ持ち込む方法

DBから連合会に移換できる中途脱退者とは

○中途脱退者は次の**双方の条件を満たした方**です

- ① 加入されていた確定給付企業年金の加入資格を喪失している方
- ② 確定給付企業年金の規約で定める脱退一時金を受けるための要件を満たしている方

ただし、次の場合は脱退一時金相当額を連合会に移換することはできません

- ・脱退一時金相当額の移換を終了しない間に、死亡した場合
- ・脱退一時金相当額の移換を終了しない間に、再び移換元制度の加入資格を取得した場合
- ・脱退一時金相当額の移換を終了しない間に、老齢給付金の受給権を取得した場合
- ・資格喪失日から起算して1年を経過する日までに移換の申出をしなかった場合

参考

◇法律改正（平成30年5月1日施行）によりDBの脱退一時金相当額の移換対象者の範囲が変更されています

規約で定める確定給付企業年金の老齢給付金を受けるための要件のうち、加入者期間要件を満たしているが、支給開始年齢に到達していない方も脱退一時金相当額の移換対象者になっています
(規約において当該状態に至ったときに脱退一時金を支給する旨が定められている場合に限る)

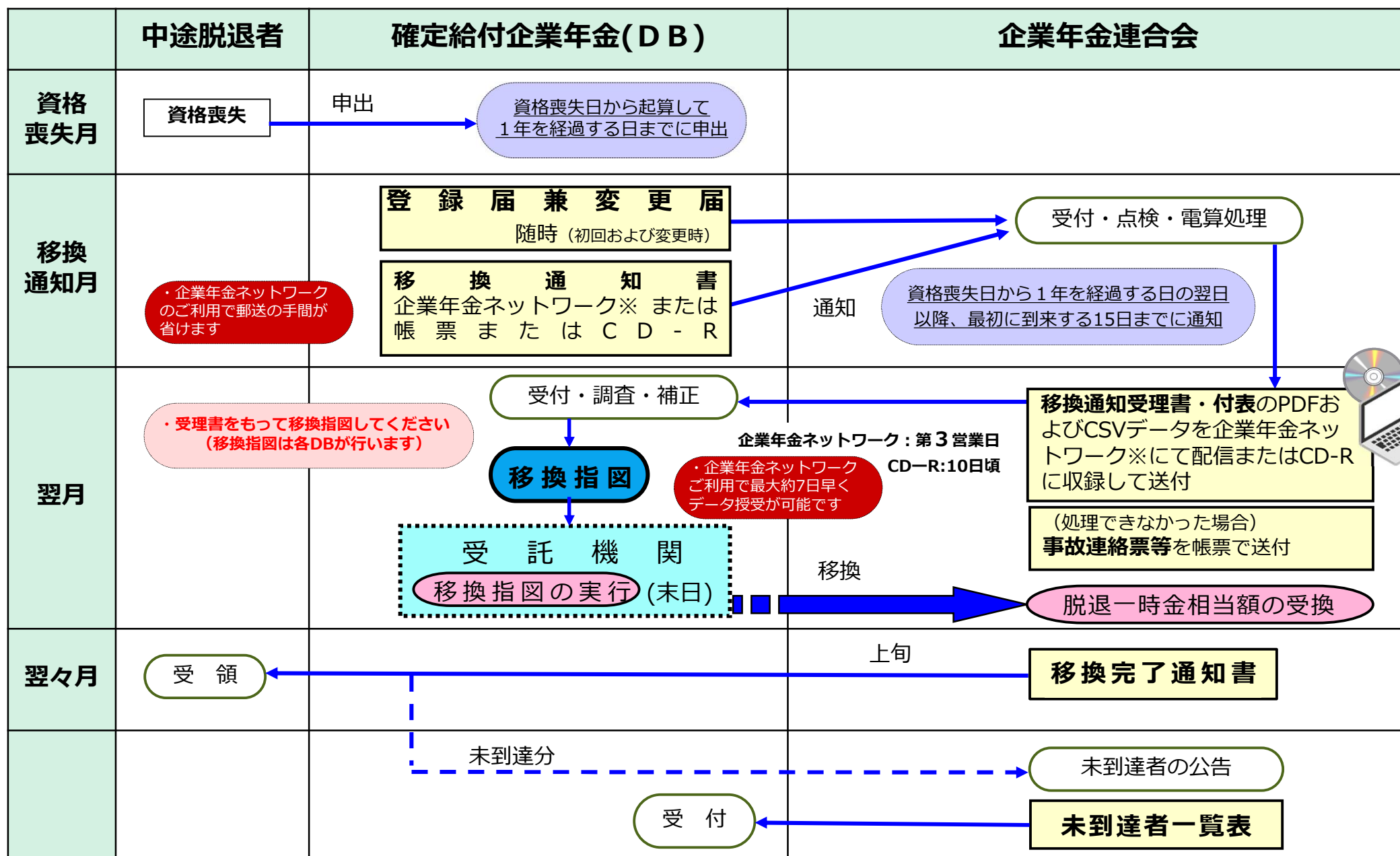
DBから連合会への移換

脱退一時金相当額を連合会に移換する場合の流れ

移換通知の締切日は毎月15日です

- ・できるだけ5日までに通知してください
- ・15日を過ぎると翌月処理分として取り扱います
- ・15日が土日祝日の場合は翌営業日となります

確定給付



※企業年金ネットワークについては、「企業年金ネットワークを介したデータ授受（中脱移換、情報提供）について」をご参照ください

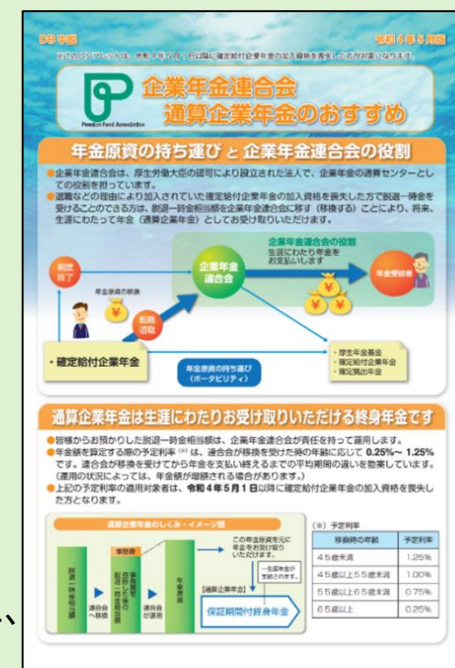
資格喪失時の説明義務

以下の事項について、資格喪失者に説明する義務があります

（「企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則について」平成17年7月5日付 年企発第0705001号より抜粋）

- ① 移換申出期限
- ② 脱退一時金相当額およびその算定基礎期間
- ③ 脱退一時金の選択肢について
- ④ 企業年金連合会、国民年金基金連合会の制度概要等
⇒ 企業年金連合会については「通算企業年金のおすすめ」のパンフレットをご活用ください
- ⑤ 退職に伴い加入者資格を喪失した者が脱退一時金を受け取る場合は、退職所得控除が適用される旨
- ⑥ 確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税（生命保険料控除）され、給付時に非課税となっているが、確定給付企業年金から厚生年金基金または確定拠出年金へ脱退一時金相当額を移換した場合には、給付時も課税される旨

「通算企業年金のおすすめ」
パンフレット（P.63）



改正法施行通知（局長通知 平成26年3月24日年発0324第1号）において、DBの中途脱退者に対して脱退一時金相当額の移換について説明するにあたっては、連合会が作成しているパンフレットの活用等を通じ、わかりやすく説明することが求められています

登録について 登録届兼変更届（様式第18号）の提出

- ・ 連合会へ中途脱退者の移受換事務を行う際、D Bの連絡先、通知等の送付先等を登録するための届です
- ・ **初回の登録時**は、以下の書類を添付してください（設立認可時の書類等をご確認ください）
 - ①規約番号または基金番号の確認ができる書類（写）
 - ②規約承認年月日または設立認可年月日の確認ができる書類（写）
- ・ 複数の実施事業所の事業主が共同でD Bを実施している場合は、**代表となる事業主**が届出してください
- ・ 登録内容に**変更があった場合はその都度**、変更箇所欄に「○」を付け、変更内容を届出してください

登録届兼変更届（様式第18号）

様式第18号
企業年金連合会
年金サービスセンター長 殿

登録届兼変更届（確定給付企業年金）

規約番号・基金番号					
(会員番号)					
事業主又は基金の名称					

項 目	内 容	変更箇所
確定給付企業年金実施事業所の事業主又は企業年金基金の名称（規約型にあっては代表となる事業主の名称）	(フリガナ)	
担当部署名		
所在地	〒	
電話番号		
総幹事受託機関（資金決済業務を委託している受託機関）の名称		
連合会から積立金等の移換ができるかどうか	☐ 移換できる ☐ 移換できない	
連合会から積立金等の移換ができる場合	☐ 全ての積立金等を移換する ☐ 年金給付等積立金等のみ移換する（厚生年金基金分） ☐ 積立金のみ移換する（確定給付企業年金および確定拠出年金）	
連合会から積立金等の移換を受ける場合の手続き	☐ 事業主又は基金が中途脱退者の申出を取りまとめて連合会に申出をする ☐ 中途脱退者が直接連合会に申出をする	

* 上記の内容に変更があった場合は、変更した項目の「変更箇所」に○印を付し、「内容」欄に変更後の内容を記入してください。

西暦 年 月 日

確定給付企業年金実施事業所の事業主又は企業年金基金の名称

代表者又は理事長名

担当者名

初回登録時に必要な添付書類の例
※認可の形態等により、レイアウトが異なります

①規約番号または基金番号の確認 ができる書類（写）

平成 29 年 4 月 1 日

企業年金基金 殿

厚生局健康福祉部企業年金課

基金型企業年金規約の認可について

標記について、別添のとおり認可されたので、認可通知書を送付します。

なお、確定給付企業年金基金番号（以後「基金番号」という。）を「関基第 号」と定めましたので、今後関係書類には、すべてこの番号を付してください。

②規約承認年月日または設立認可 年月日の確認ができる書類（写）

厚生労働省 号

殿

厚生年金基金から企業年金基金への移行認可書

平成29年 付 号にて申請のあった厚生年金基金が企業年金基金となることの申請については、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第2条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第112条第1項の規定により認可する。

平成29年4月1日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

登録届兼変更届（様式第18号）の記入方法

連合会Webサイトから
ダウンロードが可能です (P.61)

確定給付

①
②
③

④

⑤

⑥

⑦

様式第18号

企業年金連合会

年金サービスセンター長 殿

登録届兼変更届（確定給付企業年金）

規約番号・基金番号					
(会員番号)					
事業主又は基金の名称					

項 目	内 容	変更箇所
確定給付企業年金実施事業所の事業主又は企業年金基金の名称（規約型にあっては代表となる事業主の名称）	(フリガナ)	
担当部署名		
所在地	〒	
電話番号		
総幹事受託機関（資金決済業務を委託している受託機関）の名称		
連合会から積立金等の移換ができるか否か	() 移換できる () 移換できない	
連合会から積立金等の移換ができる場合	() 全ての積立金等を移換する () 年金給付等積立金等のみ移換する（厚生年金基金分） () 積立金のみ移換する（確定給付企業年金および確定拠出年金）	
連合会から積立金等の移換を受ける場合の手続き	() 事業主又は基金が中途脱退者の申出を取りまとめて連合会に申出をする () 中途脱退者が直接連合会に申出をする	

* 上記の内容に変更があった場合は、変更した項目の「変更箇所」に○印を付し、「内容」欄に変更後の内容を記入してください。

西暦 年 月 日

確定給付企業年金実施事業所の事業主又は企業年金基金の名称

代表者又は理事長名

担当者名

「事業主または基金が中途脱退者の申出を取りまとめて連合会に申出をする」を選択した場合は、加入者から移換の申出を受けて、DB（事業主または企業年金基金）が取りまとめて連合会に申請します

①厚生労働大臣が承認・認可した規約番号または基金番号を記入
・規約型：○規第XXXXXX
・基金型：○基第XXXXXX
下線部の6桁の数字を記入

②連合会会員の場合は会員番号を記入（会員でない場合は記入不要）

③④規約型⇒会社等名称
（代表者名等の事業主個人名は不要）
基金型⇒基金名称

⑤連合会から送付する各種帳票の受取先を記入

⑥信託銀行、生命保険会社等を1機関のみ記入

⑦連合会にある積立金等を受け入れることが可能かどうか、規約を確認の上、記入

⑧⑦で『()移換できない』とした場合は記入不要

⑨届出年月日や会社の名称等を記入
会社の社判・代表者印等の押印は不要（届出はFAXまたはメールでも可能です）

D Bから連合会へ持ち込む時期

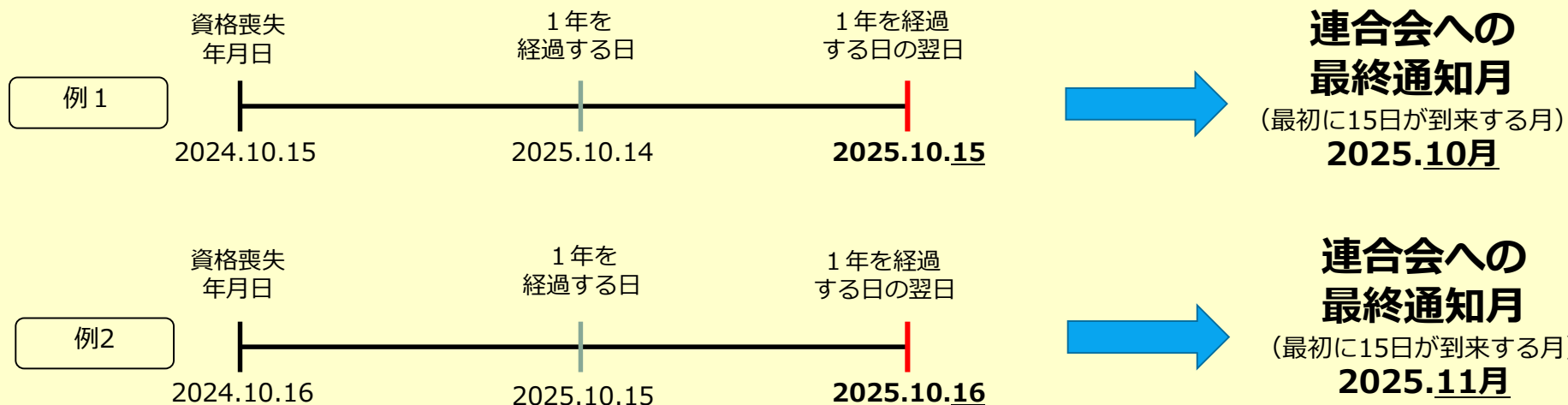
◆ 連合会への通知時期

○原則として、移換通知は中途脱退者がD Bの加入者の資格を喪失した日から起算して、1年を経過する日の翌日以降、最初に到来する15日（15日が土日祝日の場合は翌営業日）までに行います

○資格喪失日以降に通知を行います

○書類不備等の対応のため、できるだけ毎月5日までに通知を行ってください

※上記の通り、移換の期限は1年間となっていますが、移換時期が早ければその分運用期間は長くなり、年金額に反映されることとなりますので、移換される場合は早めにお申し出されることをおすすめします



DBから連合会へ持ち込むときの申出方法

いずれかの方法で
連合会へお申し出ください

①企業年金ネットワーク

- DB移換通知データを作成し、企業年金ネットワークにアップロード
- 最大約7日早くデータ授受が可能です

②CD-R（記録媒体）

- 中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書（様式第10号）【記録媒体用】※ と
DB移換通知データを収録したCD-Rを併せて提出



③紙

- 中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書（様式第10号）※ を提出

※移換通知書に押印は不要です

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書のファイルレイアウト

【ファイル名称】 DBCHUDATU.csv
【ファイル形式】 CSV形式（カンマ区切りの形式）
【文字コード】 SHIFT-JISコード
（漢字の水準は第2水準まで）
【改行コード】 CRLF

全角・半角に注意

基金番号または規約番号に半角SPACEが入力された場合は、
以下のように連合会で直す

例1 △△1234 → 001234
例2 1234△△ → 001234
例3 △1234△ → 001234

項番	項目	区分	桁数	内容	備考
1	データ識別区分	半角	2	「51」を固定	
2	漢字判定区分	半角	1	「3」を固定	
3	移換通知年月日	半角	8	「数字のみ（西暦）」または「空欄」	
4	規約番号または基金番号	半角	～6	数字	上位0省略可、数字前後のスペース入力可・・・
5	基礎年金番号	半角	10	数字のみ10桁（記号4桁、番号6桁）	番号が「0」から始まる場合、「0」の省略不可
6	加入者氏名（カナ）	半角	～20	「カナ」または「アルファベット（半角大文字）」	姓と名の間に半角スペース1桁が必要
7	氏名漢字有無区分	半角	1	項番8「加入者氏名（漢字）」が有る場合は「1」、無い場合は「2」	
8	加入者氏名（漢字）	全角	～10	項番7「氏名漢字有無区分」が「1」の場合は「漢字」、 「2」の場合は「空欄」	姓と名の間に全角スペース1桁が必要
9	性別	半角	1	男性は「1」、女性は「2」	
10	生年月日	半角	8	数字のみ（西暦）	
11	算定基礎期間の開始日	半角	8	数字のみ（西暦）	
12	算定基礎期間の終了日	半角	8	数字のみ（西暦）	
13	（最終の）資格喪失年月日	半角	8	数字のみ（西暦）	
14	脱退一時金相当額	半角	～9	数字のみ	
15	脱退一時金相当額の算定基礎期間	半角	～3	数字のみ（月数）	
16	本人抛出相当額	半角	～9	ある場合は「数字のみ」、無い場合は「0」	
17	住所状態区分	半角	1	項番19「住所」が「半角」の場合「1」、「全角」の場合は「2」	
18	郵便番号	半角	7	数字のみ。海外居住者は「9999999」	
19	住所	半角	～100	項番17「住所状態区分」が「1」の場合は「半角100文字以内」、「2」の場 合は「全角50文字以内」	・海外居住者は国名が必要
		全角	～50		

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書【記録媒体用】の作成方法

確定給付

(1) 通知（提出）方法

「移換通知書（記録媒体用）」および中途脱退者記録を収録した記録媒体を連合会へ提出してください。（提出いただいた記録媒体は、連合会が責任をもって処分し返却はいたしませんのでご了承ください。）

(2) 記録媒体（CD-R）の仕様

① CD-R のサイズ等

サ イ ズ	120×120×1.2 mm（12cmCD）	
容 量	650MB	700MB

CD-R の記録面でない面に、次の項目を明記してください。

- ・規約番号又は基金番号
- ・「移換通知」の表記
- ・移換通知年月

※ラベルシールの貼付は禁止とさせていただきます。

② ファイル名

「DBCHUDATU.csv」としてください。

① ファイル形式

CSV 形式（データを項目ごとに、カンマ（,）で区切ったファイル形式）で作成してください。

例えば、EXCEL にてデータを作成し、保存の際ファイル形式を CSV とし保存することで CSV 形式のファイルが作成できます。

④ 文字コード

文字は、すべて SHIFT-JIS コードで入力してください。（漢字の水準については、第2水準までとってください。）

記録媒体を提出する前に、
CSVファイルのレイアウトや
ファイル名を再度ご確認ください



注意点 1

- ・ファイル名 …「**DBCHUDATU.csv**」
- ・ファイル形式…**CSV形式**（カンマ区切りの形式）
- ・文字コード …**SHIFT-JISコード**

注意点 2

- ・数字の先頭「0」がスペースにならないように
- ・「、,」等、余計な記号が入らないように

企業年金ネットワーク※ 利用時も同様

※企業年金ネットワークについては、「企業年金ネットワークを介したデータ授受（中脱移換、情報提供）について」をご参照ください

DBから連合会へ持ち込む方法

【記録媒体用】中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書 (様式第10号)

記録媒体とセットで
ご提出ください。



様式第10号

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書 (確定給付企業年金：記録媒体用)

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)附則第46条第1項の規定により、中途脱退者から脱退一時金相当額の企業年金連合会への移換の申出()件を受けましたのでCD-Rを添えて通知します。

西暦 年 月 日

規約番号又は基金番号
第 号

事業主又は企業年金基金の名称及び所在地

代表者又は理事長名

押印不要
です

企業年金連合会理事長殿

【紙媒体】中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書 (様式第10号)

様式第10号

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書(確定給付企業年金)

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)附則第46条第1項の規定により、下記の中途脱退者から脱退一時金相当額の企業年金連合会への移換の申出を受けましたので通知します。

西暦 年 月 日

事業主又は企業年金基金の名称及び所在地

代表者又は理事長名

押印不要
です

企業年金連合会理事長殿

記

規約番号又は基金番号										件数															
基礎年金番号										氏名										性別		男 01 女 02		生(年西暦) 月日	
住所										住所															
算定基礎期間(※)の開始日(西暦)										算定基礎期間(※)の終了日(西暦)												資格喪失年月日(西暦)			
脱退一時金相当額										円		算定基礎期間(※)		ヶ月		本人拠出相当額		円							
基礎年金番号										氏名										性別		男 01 女 02		生(年西暦) 月日	
住所										住所															
算定基礎期間(※)の開始日(西暦)										算定基礎期間(※)の終了日(西暦)												資格喪失年月日(西暦)			
脱退一時金相当額										円		算定基礎期間(※)		ヶ月		本人拠出相当額		円							

(※)脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書（様式第10号）の記入方法

確定
給付

連合会Webサイトからダウンロードが可能です (P.61)

①厚生労働大臣が承認・認可した規約番号(規約型) または基金番号(基金型)を記入

<記入例> 下線部6桁の数字を記入
・東基第××××××
・関規第××××××

- ②基礎年金番号
- ③漢字氏名（カナ氏名）
- ④性別
- ⑤生年月日（西暦）
- ⑥住所
- ⑦算定基礎期間の開始日・終了日（西暦）
- ⑧資格喪失年月日（西暦）
- ⑨総脱退一時金相当額（⑪本人拠出額を含めた総額）
- ⑩算定基礎期間（月数で記入）
- ※算定しない期間（休職期間等）を除いた月数を記入
- ⑪本人拠出相当額（本人拠出相当額がある場合のみ）
- ⑫外国人氏名、海外住所の記入方法

外国人氏名はフリガナ欄に、アルファベット半角大文字（20文字以内）で記入
海外住所は〒を999-9999と記入して、アルファベット半角大文字（100文字以内）で記入
※連合会からの通知が届く氏名・住所を記入

⑬DBの実施事業所の事業主または企業年金基金の名称および所在地また、代表者または理事長名を記入

※複数の実施事業所の事業主が共同でDBを実施している場合等は、様式第18号で登録済みの「代表事業主又は企業年金基金の名称および所在地」で通知する
※登録内容に変更があった場合は、様式第18号を併せて提出する

様式第10号 中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書（確定給付企業年金）

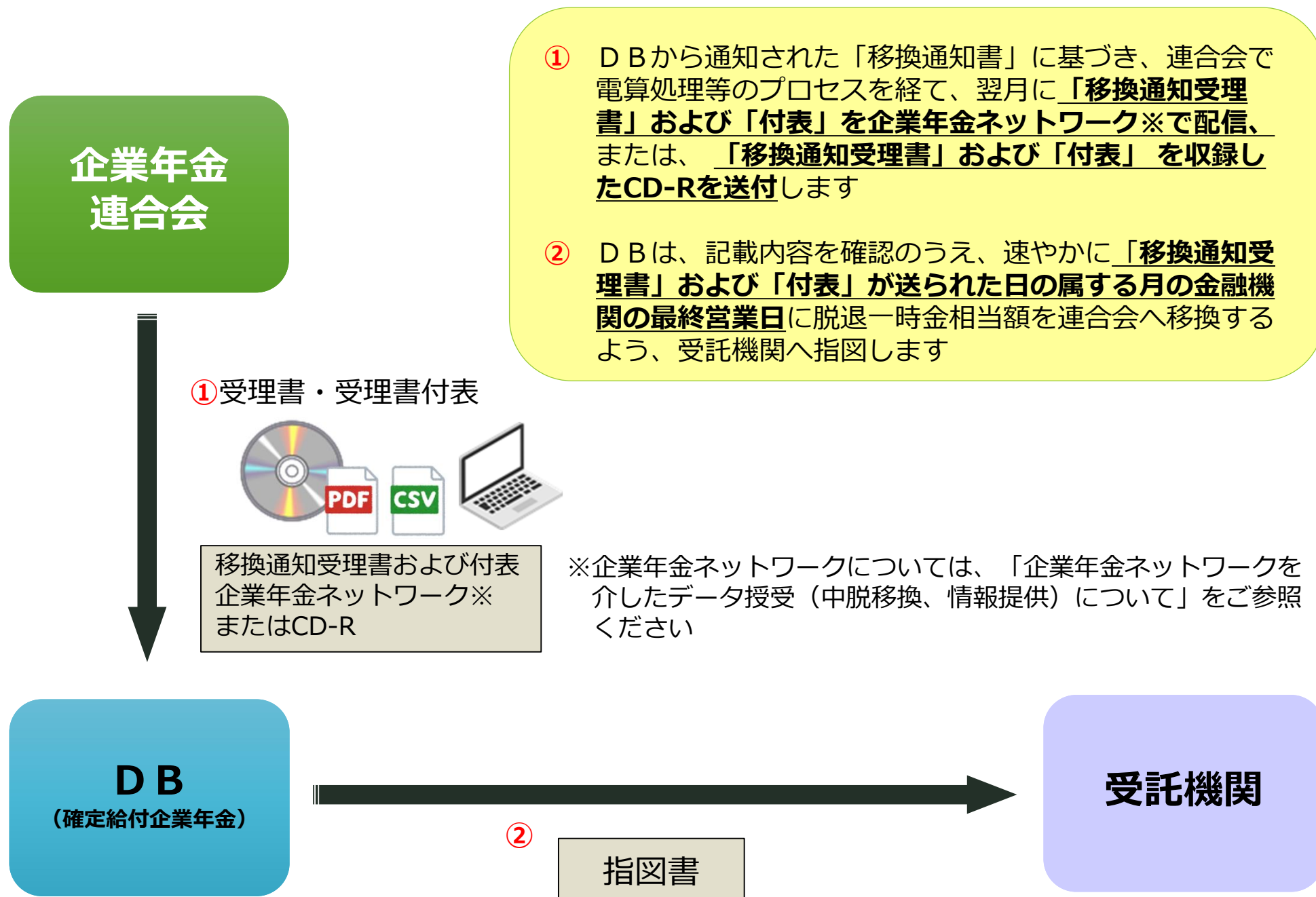
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)附則第46条第1項の規定により、下記の中途脱退者から脱退一時金相当額の企業年金連合会への移換の申出を受けましたので通知します。

西暦 2025年 7月 5日

2枚目以降のページにも記入
複数枚提出する場合は、1枚目に総件数を記入(2枚目以降は空欄)
事業主又は企業年金基金の名称及び所在地
〒105-00XX 東京都港区芝公園X-X-X
〇〇〇企業年金基金
代表者又は理事長名
理事長 篠崎 一郎
押印不要です

①	規約番号又は基金番号	00012X	件数	0002	④	⑤		
②	基礎年金番号	222212345X	フリガナ	ネンキン イチロウ	性別	男 01 女 02	生(西暦) 年月日	19740601
③	氏名	③ 年金 一郎						
⑥	住所	〒160-0023 新宿区 西新宿 X-X-X					⑧	
⑦	算定基礎期間(※)の開始日(西暦)	20140601	算定基礎期間(※)の終了日(西暦)	20240801	資格喪失年月日(西暦)	20240801		
⑨	脱退一時金相当額	3,439,520	円	算定基礎期間(※)	122	ヶ月	本人拠出相当額	⑪ 508,800
	円						円	
	基礎年金番号	333323456△	フリガナ	⑫ JUSTIN WONDER	性別	男 01 女 02	生(西暦) 年月日	19931221
⑫	住所	〒999-9999 2220 EAST ROAD HOUSTON TX 75555 U.S.A						
	算定基礎期間(※)の開始日(西暦)	20220401	算定基礎期間(※)の終了日(西暦)	20250430	資格喪失年月日(西暦)	20250430		
	脱退一時金相当額	265,000	円	算定基礎期間(※)	37	ヶ月	本人拠出相当額	0
	円						円	

連合会で受付した後の流れ



移換通知受理書の送付

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知受理書および付表（様式第11号・第11号付表）

【様式第11号】

105-00XX
港区芝公園X-X-X

○△□企業年金基金

 $\langle 00012X \rangle$

確定給付企業年金事業主 殿
企業年金基金理事長 殿

記載内容を確認のうえ、速やかに受託機関に移換指図します

移換通知年月

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正法律(平成25年法律第63号)附則第46条第1項の規定により、脱退一時金相当額の移転申出のあった中途脱退者に係る移換通知書を受領しましたので、下記の脱退一時金額を本月末日までに企業年金連合会に移換してください。

【様式第11号付表】

記

規約番号又は基金番号		00012X 号	2025 年 7 月通知分
性別	項目 件 数	移換時年金額 (円)	脱退一時金相当額 (円) (うち、事務費) (円)
男 子	1	188,858	3,439,520 (34,100)
女 子	0	0	0 (0)
合 計	1	188,858	3,439,520 (34,100)

2025 年 8 月 1 日

企業年金連合会理事長

連合会に移換する金額

[illegible]

中途脱退者への通知

移換完了通知書（通算企業年金の支給について）とリーフレットを送付します

（表面）

移換完了通知書（通算企業年金の支給について）

あなたが加入していた企業年金から、脱退一時金相当額を 令和元年 8月30日 付で
企業年金連合会がお受けしましたので、通算企業年金を支給開始年齢から終身にわたり支給する
ことのお知らせします。 令和元年 9月2日 企業年金連合会

1. 氏名	ねんきん 年金	イロハ 一郎
2. 基礎年金番号	2222 - 12345X	
3. 脱退一時金相当額を連合会に移換した企業年金の名称	〇△□企業年金基金 < 00012X >	
4. 移換された脱退一時金相当額	3,439,520	円
5. 将来支払われる通算企業年金額（年間の支払見込額）	229,336	円
6. 支給開始年齢	65 歳	
7. 保証期間	80 歳到達まで	

*「移換完了通知書」は、あなた様に将来支払われる年金の情報が記載されている重要な書類ですので、国の年金手帳等とともに大切に保管してください。（同封のパンフレット「年金の請求と各種届出等について（重要）」も一緒に保管してください。）

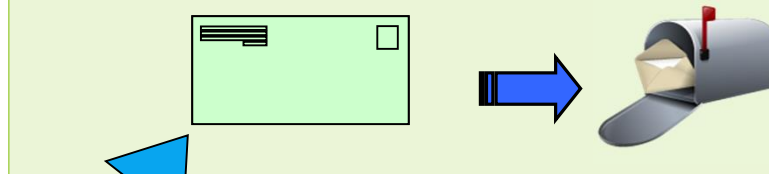
*上記の「移換完了通知書」に記載されている内容に誤りや不明な点がありましたら、企業年金連合会にご連絡ください。

*住所・氏名を変更した場合は、その都度、同封の「年金の請求と各種届出等について（重要）」を参照のうえ、住所・氏名変更届を企業年金連合会へご送付ください。

160 - 0023
新宿区西新宿 x - x - x
年金 一郎 様

〈お問合せ、各種届書の送付先〉
〒105-8772
港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階
企業年金連合会
年金サービスセンター 年金相談室 宛
企業年金コールセンター
電話 0570-02-2666
※IP電話からは「03-5777-2666」
にお電話ください。

連合会では中途脱退者へ脱退一時金相当額の移換を受けた旨を記載した「**移換完了通知書**」を、
移換を受けた日の属する月の翌月上旬（＝移換通知月の翌々月上旬）に送付します



封筒で送付

＋
（プラス）

**年金の請求と
各種届出等について**

重要

住所や氏名の変更時は
忘れずにお届けください。

移換完了通知書は、年金を請求される時や住所・氏名の変更等の届出をする際に必要な情報が記載されている重要な書類です。
この冊子は年金を請求されるまでに必要な届出等について詳しく説明していますので、**移換完了通知書とともに大切に保管してください。**

企業年金連合会
企業年金の明日を担う

- ・海外居住の外国人につきましては、移換完了通知書の見方についての外国語版を同封します
- ・国内居住の外国人の場合は、移換通知時に依頼をしていただければ、外国語版を同封します
※ 5ヶ国語（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語）の用意があります

移換完了通知書の未到達

本人あてに送付した「移換完了通知書」が住所不明等で連合会に返送されたときには、連合会では、該当者を公告（連合会Webサイトへの掲載および事務所内への掲示）するとともに、

「通算企業年金・移換完了通知書未到達者一覧表」のPDFおよびCSVデータを企業年金ネットワーク※にて配信または収録したCD-Rを送付します

※企業年金ネットワークについては、「企業年金ネットワークを介したデータ授受（中脱移換、情報提供）について」をご参照ください

通算企業年金・移換完了通知書未到達者一覧表

(2025年 7月通知)

2025. 09. 24

1 ページ

105-00XX
港区芝公園X-X-X

○△□企業年金基金

(00012X)

確定給付企業年金事業主 殿
企業年金基金理事長 殿

移換完了通知書未到達者一覧表を送付します。
住所が判明したときは、太枠の新住所欄に記入の上、一部を連合会へ返送してください。
なお、氏名変更が判明したときは、訂正届を併せて提出してください。

規約番号又は基金番号		00012X 号					
項番	基礎年金番号	加入者氏名	性別	生年月日	未 到 達 住 所		
					新 住 所		
1	2222-12345X	初々 伊々 年金 一郎	男	1974. 06. 01	160-0023 新宿区西新宿×-×-×		
					222-XXXX 神奈川県〇〇市××× 2-2		

新し
PDF
し、
訂正
て「
に送

新しい住所が判明した場合には、PDFを印刷して、新住所欄に記入し、連合会にご返送ください

訂正処理完了後、連合会から改めて「移換完了通知書」を本人あてに送付します

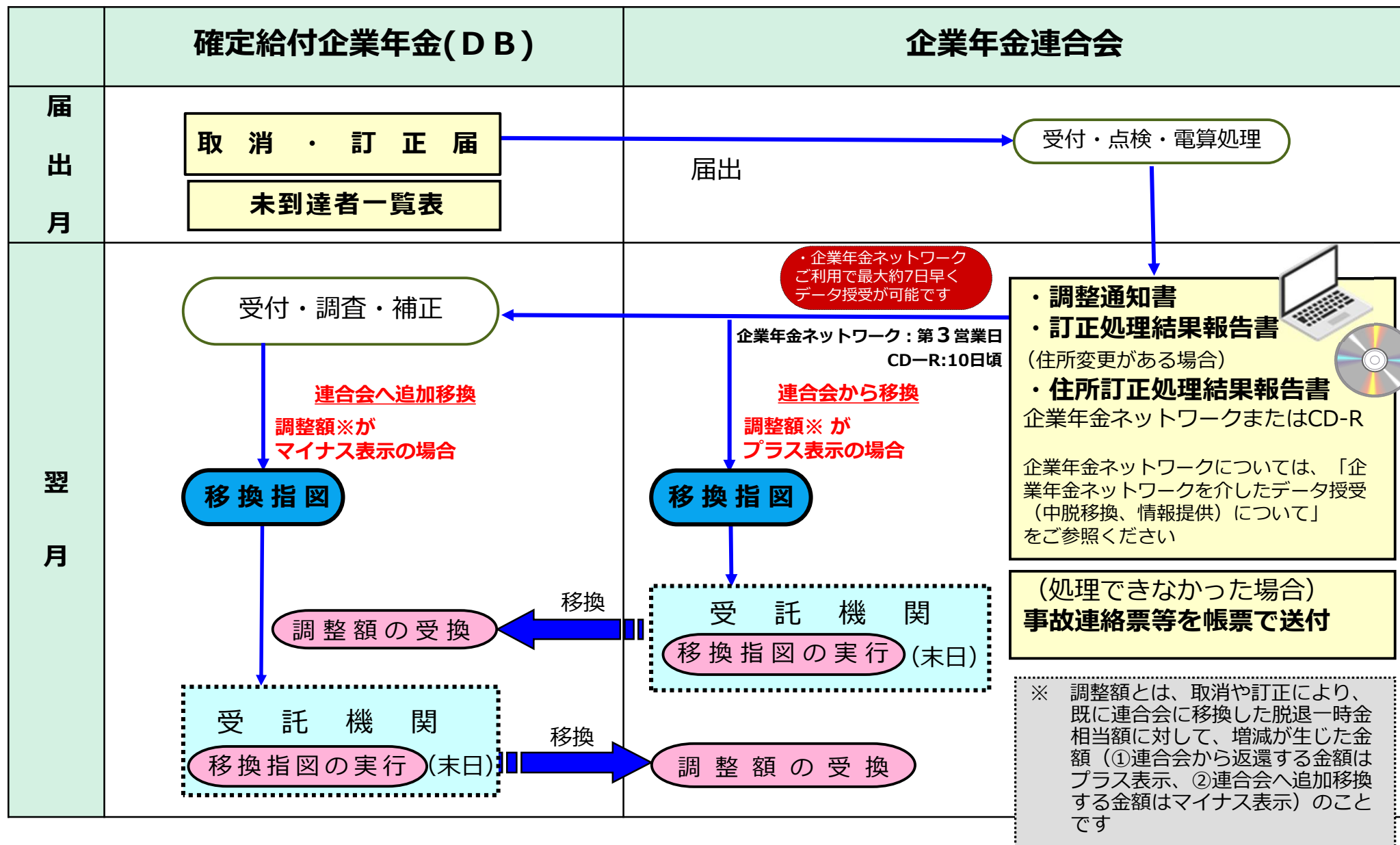
取消や訂正を行うとき

取消・訂正届の締切日は毎月15日です

- ・できるだけ5日までに通知してください
- ・15日を過ぎると翌月処理分として取り扱います
- ・15日が土日祝日の場合は翌営業日となります

確定
給付

連合会に移換した記録について、取消・訂正を行う場合の流れ



取消・訂正に係る手続き、調整通知書等の送付

取消処理

- ・脱退一時金相当額の移換通知を行った者について、当該通知を取消する処理です
- ・脱退一時金相当額の調整が発生します
連合会は、処理を行った月の翌月に「**中途脱退者脱退一時金相当額調整通知書**」(以下「調整通知書」)のPDFおよびCSVデータを企業年金ネットワーク※にて配信または収録したCD-Rを送付します
- ・定額事務費（1,100円）を控除して返還します

訂正処理

- ・脱退一時金相当額の移換通知を行った者について、当該通知内容を訂正する処理です
- ・連合会は、訂正処理を行った月の翌月に「**中途脱退者訂正処理結果報告書**」や「**住所訂正処理結果報告書**」のPDFおよびCSVデータを企業年金ネットワーク※にて配信または収録したCD-Rを送付します
- ・訂正の内容により、脱退一時金相当額の調整が発生する場合は「調整通知書」のPDFおよびCSVデータを併せて送付します
(訂正の内容によって、年金額および事務費の変更を伴う場合があります)

※企業年金ネットワークについては、「企業年金ネットワークを介したデータ授受（中脱移換、情報提供）について」をご参照ください

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届の届出様式

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（様式第14号・第14号付表）

様式第14号

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知に係る取消・訂正を届け出ます。

様式第14号と第14号付表
をセットで提出します

取消件数 1 件

訂正件数 1 件

西暦 2025年 11 月 5 日

規約番号又は基金番号
第 00023X 号事業主又は企業年金基金の名称及び所在地
〒0000-0000
◇◇市▼町 1-1-1代表者名又は理事長名
○×企業年金基金
年 金 △ △押印不要
です

企業年金連合会理事長 殿

様式第14号付表

連合会Webサイトから
ダウンロードが可能です (P.61)

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（付表）

規約番号又は 基金番号	0 0 0 2 3 X
----------------	-------------

移換通知年月 (西暦)	2 0 2 4 年 0 7 月	基礎年金番号	5 5 5 5 1 2 3 4 5 X	氏名 (カナ)	キキヨウ タロウ	性別	男 01 女 02	生年月日 (西暦)	1 9 5 5 1 0 2 5
----------------	-----------------	--------	---------------------	---------	----------	----	--------------	-----------	-----------------

☒ 取消 : 52		
取消する脱退一時金相当額	138,300	円

☐ 訂正 : 53 注 訂正する箇所のみ記入			
基礎年金番号	氏名 (カナ)	氏名 (漢字)	性別
			男 01 女 02
生年月日 (西暦)	訂 正 後 住 所		
	〒 -		
算定基礎期間(※)の 開始日 (西暦)	算定基礎期間(※)の 終了日 (西暦)	資格喪失年月日 (西暦)	
脱退一時金相当額		算定基礎期間(※)	本人拠出相当額
円		ヶ月	円

※脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届の記入方法

取消届の記入例

連合会へ移換通知した記録について取消を行う場合に様式第14号とセットで提出します

様式第14号付表

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（付表）

規約番号又は 基金番号	0	0	0	2	3	X
----------------	---	---	---	---	---	---

規約番号または基金番号を記入

移換通知年月 (西暦)	2	0	2	4	年	0	7	月
----------------	---	---	---	---	---	---	---	---

「移換通知受理書」「受理書付表」(P.32)に記載の「移換通知年月」を西暦で記入
※取消・訂正届の提出月ではありません

基礎年金番号	氏名 (カナ)	性別	生年月日 (西暦)
5 5 5 5 1 2 3 4 5 X	キキョウ タロウ	男 01 女 02	1 9 5 5 1 0 2 5

☒ 取消 : 52
取消する脱退一時金相当額
138,300 円

対象者の基本項目を記入

☐ 訂正 : 53 (注) 訂正する箇所のみ記入			
基礎年金番号	氏名 (カナ)	氏名 (漢字)	性別
			男 01 女 02
生年月日 (西暦)	訂 正 後 住 所		
	〒 -		
算定基礎期間(※)の 開始日 (西暦)	算定基礎期間(※)の 終了日 (西暦)	資格喪失年月日 (西暦)	
脱退一時金相当額	算定基礎期間(※)	本人拠出相当額	
円	ヶ月	円	

取消にチェックしたうえで、
取消する脱退一時金相当額を記入

※脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届の記入方法

訂正届の記入例

連合会へ移換通知した記録について訂正を行う場合に様式第14号とセットで提出します

様式第14号付表

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（付表）

規約番号又は 基金番号	0	0	0	2	3	X
----------------	---	---	---	---	---	---

移換通知年月 (西暦)	2	0	2	4	年	0	1	月
----------------	---	---	---	---	---	---	---	---

基礎年金番号	氏名（カナ）	性別	生年月日（西暦）
9 9 9 9 1 2 3 4 5 X	レンゴウカイ ハナコ	男 01 女 02	1 9 5 1 0 9 2 1

☐ 取消：52
取消する脱退一時金相当額
円

☒ 訂正：53	(注) 訂正する箇所のみ記入		
基礎年金番号	氏名（カナ）	氏名（漢字）	性別
			男 01 女 02
生年月日（西暦）	訂正後住所		
	〒 105 - 0011 港区 芝公園 ×-×-×		
算定基礎期間(※)の 開始日（西暦）	算定基礎期間(※)の 終了日（西暦）	資格喪失年月日 （西暦）	
脱退一時金相当額	算定基礎期間(※)	本人提出相当額	
3,244,500	円	ヶ月	円

※脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間

規約番号または基金番号を記入

「移換通知受理書」「受理書付表」(P.32)に記載の
「移換通知年月」を西暦で記入

※取消・訂正届の提出月ではありません

訂正前の内容を記入

訂正にチェックしたうえで、訂正項目のみ、
訂正後の内容を記入

※氏名訂正の注意点

カナ氏名訂正のみの（漢字氏名に訂正がない）
場合でも、漢字氏名を記入します
なお、漢字氏名を記入しないと、カナ氏名のみ
での登録となります

訂正届を提出される場合、
「中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書」
（様式第10号）での改めでの移換通知は不要です

中途脱退者脱退一時金相当額調整通知書の見方

中途脱退者脱退一時金相当額調整通知書（様式第15号）

様式第15号

中途脱退者脱退一時金相当額調整通知書

1 ページ

〇〇〇-〇〇〇〇
◇◇市▼町 1-1-1
○×企業年金基金
<00023X>

中途脱退者の取消又は記録等の訂正により脱退一時金相当額を調整した結果
下記のようになりましたので通知します

利息を計算する場合の差額・・・135,000円（1,000円未満切捨て）
 $135,000円 \times 0.01 (1.00\%) \times 16 / 12$
= 1,800円（1円未満四捨五入）

<2025年11月処理の場合>
経過月数16か月
(2024年8月～2025年12月)

規約番号又は基金番号

基礎年金番号	氏 名	性別	生年月日	通知年月	① 申 出 額 ② (うち事務費)	③ 取消又は訂正後の額 ④ (うち事務費)	⑤ 差 額 ((①-②)-(③-④))	⑥ 差額に対する 利 息 額	⑦ 調整事務費 (②-④)	調 整 額 (⑤+⑥+⑦)
5555-12345X	キキョウ タロウ 企業 太郎	男	1962.10.25	2024.07	138,300円 (3,241)	0円 (1,100)	135,059円	1,800円	2,141円	139,000円
9999-12345X	レンゴウカイ ハナコ 連合会 花子	女	1958.09.21	2024.01	1,299,100 (19,910)	3,244,500 (34,100)	-1,931,210	-8,850	-14,190	-1,954,250

<2025年11月処理の場合>
経過月数22か月
(2024年2月～2025年12月)

利息を計算する場合の差額・・・▲1,931,000円（1,000円未満切捨て）
 $\Delta 1,931,000円 \times 0.0025 (0.25\%) \times 22 / 12$
= ▲8,850円（1円未満四捨五入）

項目	件 数	調整額（円）
性別		
男 子	1	139,000
女 子	1	-2,033,904
合 計	2	-1,894,904

マイナス：DB ⇒ 連合会へ追加移換
プラス：連合会 ⇒ DBへ返還

した金額を表示しています。

定給付企業年金等へ還付します。
から企業年金連合会へ追加移換する
ってください。

利息を計算する際の利率は、
通知年月の予定利率を使用します

確定給付

中途脱退者訂正処理結果報告書

41

- ・「区分」欄の「*」の符号は、
本人等から申出がされたことを表しています

上記のとおり処理を行いましたのでご連絡いたします。

企業型DCから連合会に個人別管理資産を移換できる対象者とは

○対象者は以下の方です

・ 企業型確定拠出年金の加入資格を喪失した場合

ただし、以下に該当する方は除きます

DC法第15条第1項第1号に規定された理由で企業型年金運用指図者となった方（注）

（注）60歳以上の企業型確定拠出年金加入者で、以下のいずれかに該当して加入資格を喪失した方です（当該企業型年金に個人別管理資産がある方に限ります）

- (1)実施事業所に使用されなくなった
- (2)第一号等厚生年金被保険者でなくなった
- (3)企業型年金規約により定められている資格を喪失した
- (4)企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者となった

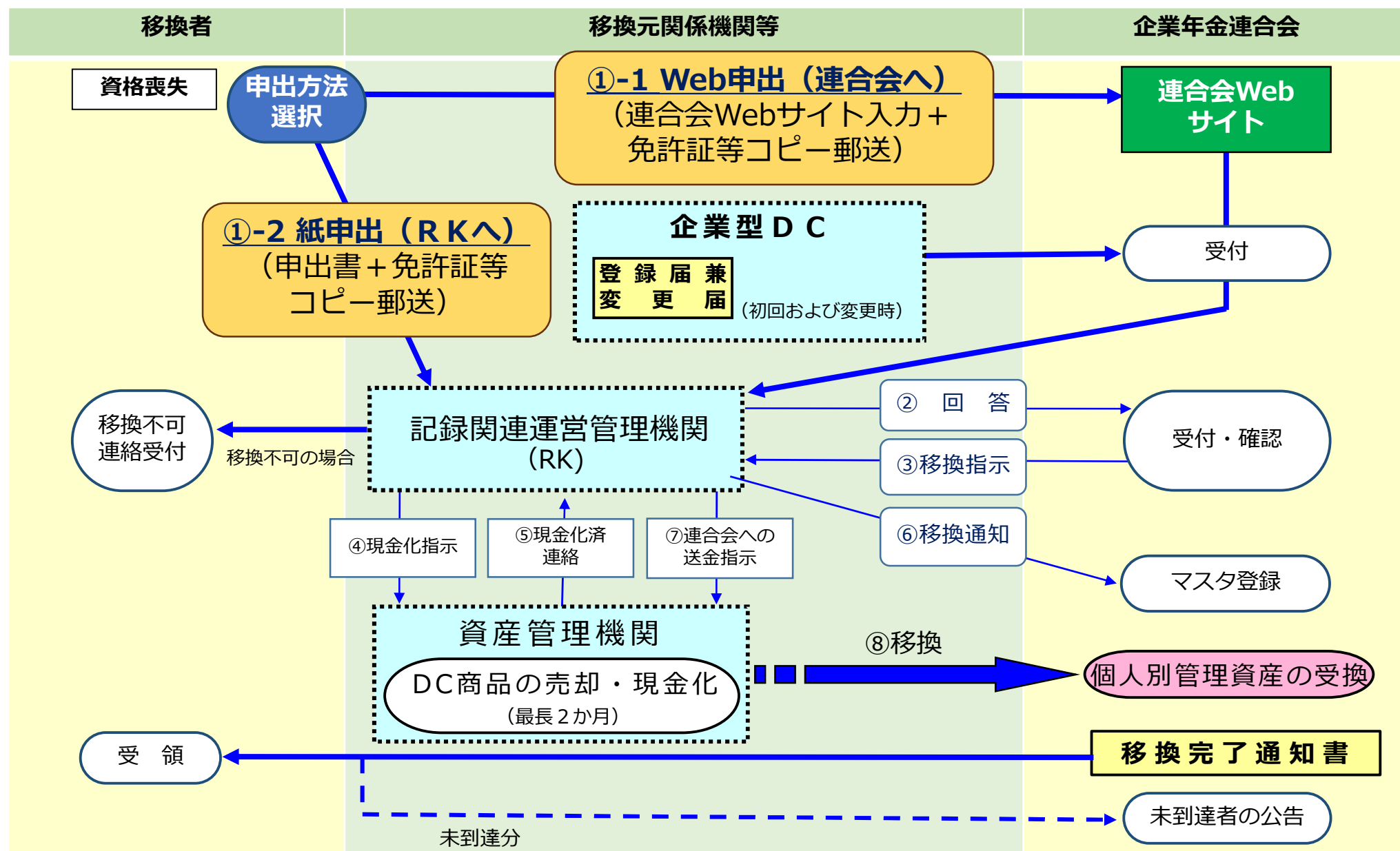
企業型DCから連合会への移換

個人別管理資産を連合会に移換する場合の流れ

〈届け出の期限〉

資格喪失日の属する月の翌月から6か月後の月末までに
RKに申出が完了していること

確定拠出



登録届兼変更届（確定拠出年金）の提出と記入方法

連合会Webサイトから
ダウンロードが可能です (P.61)

確定拠出

- ・複数の厚生年金適用事業所の事業主が共同で確定拠出年金を実施する場合は、**代表となる事業主**が登録等を行ってください
- ・「**承認番号**」の**確認ができる書類の写し**を添付してください（規約承認時の書類等でご確認ください）

企業年金連合会
年金サービスセンター長 殿

登録届兼変更届（確定拠出年金）

① 承認番号							
② (会員番号)							
事業主の名称							

項 目	内 容	変更箇所
企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主の名称	(フリガナ)	
所在地	〒	
電話番号		
担当部署名		
③ 記録関連運営管理機関名称		
④ 資産管理機関の名称		
連合会から積立金等の移換を受ける場合の手続き	() 事業主が中途脱退者等の申出を取りまとめて連合会に申出をする () 中途脱退者等が直接連合会に申出をする	

* 複数の厚生年金適用事業所の事業主で確定拠出年金を実施する場合は、その代表となる事業主が提出してください。
 * 上記の内容に変更があった場合は、変更した項目の「変更箇所」に○印を付し、「内容」欄に変更後の内容を記入してください。

西暦 年 月 日

企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主の名称

代表者

担当者名

① 厚生労働省地方年金局から確定拠出年金規約が承認された際、払い出された**8桁の承認番号**を記入
 注) DC独自のプラン番号等ではありません

② 連合会会員の場合は会員番号を記入
 (会員でない場合は記入不要)

③ 記録関連運営管理機関
 (以下4社のうち、いずれか)
 ・ 日本レコド・キピング・ネットワーク
 ・ 日本インバスター・ソリューション・アクト・テクノロジー
 ・ 損保ジャパンDC証券
 ・ SBIバネフィット・システムズ

④ 資産管理機関
 資金決済業務を委託している受託機関名を1機関のみ記入(信託銀行、生命保険会社等)

⑤ 届出年月日を西暦で記入
 会社の社判・代表者印等の押印は不要
 (届出はFAXまたはメールでも可能です)

企業型DCから連合会へ持ち込むときの申出方法について

①-1 Web申出（連合会へ）

①連合会のWebサイトから申出できます

【入力項目】基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、
記録関連運営管理機関（R K）名称、企業型確定拠出年金規約の承認番号

②所定の台紙に免許証等のコピーを貼付し、必要事項を記入のうえ、連合会へご提出ください



企業年金連合会Webサイト

「企業型確定拠出年金から企業年金連合会への個人別管理資産の移換」

https://www.pfa.or.jp/tsusan/dc_ikan/index.html



企業型DCから連合会へ持ち込むときの申出方法について

①-1 Web申出（連合会へ）

① TOPページ画面を下にスクロールして「企業型確定拠出年金から企業年金連合会への個人別管理資産の移換」をクリックします

企業年金に関する基礎資料 令和6年度版 (523ページ)

好評発売中

企業年金に関するお問い合わせ

年金の受給に関する申請・届出様式

会員ログイン

パスワードを忘れた方

インフォメーション

- この度の令和6年能登半島地震により被災された皆様、ならびにそのご家族の皆様によりお見舞い申し上げます。皆様の安全と被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。
- 2025年度の役員研修のお申込み受付を開始しました。
- 「会員支援サービスのトライアル利用」のページを公開しました。
- 企業年金連合会における通算企業年金の予定死亡率及び予定利率の変更について
- 受給者の方等への国際郵便物の取り扱いについて

企業年金 スチュワードシップ推進協議会

アセットオーナー・プリンシプル関係

資産運用研修 (上 財産成書編)

企業型確定拠出年金から企業年金連合会への個人別管理資産の移換

② 画面を下にスクロールします

企業型確定拠出年金から企業年金連合会への個人別管理資産の移換

企業型確定拠出年金から企業年金連合会への個人別管理資産の移換について

令和4年5月1日から企業型確定拠出年金から企業年金連合会への個人別管理資産の移換ができるようになりました。

左の画像をクリックすると拡大してご覧いただけます。

申出入力フォームは下へスクロールします

企業型DCから連合会へ持ち込むときの申出方法について

①-1 Web申出（連合会へ）

③ 申出方法の下、【対象者】や【申出期限】【注意事項】をご確認ください

④ 申出入力フォームから申し込みを行い、**申出者確認書類をご提出ください**

申出方法

以下の項目をお読みのうえ、申出してください。

【対象者】

企業型確定拠出年金から企業年金連合会への個人別管理資産の移換は、以下の場合に行うことができます。

・令和4年5月1日以降に企業型確定拠出年金の加入資格を喪失した場合

ただし、以下に該当する方は除きます。

DC法第15条第1項第1号に規定された理由で企業型年金運用指図者となった方（注）

（注）60歳以上の企業型確定拠出年金加入者で、以下のいずれかに該当して加入資格を喪失した方です。

（当該企業型年金に個人別管理資産がある方に限ります。）

- (1) 実施事業所に使用されなくなった
- (2) 第一号等厚生年金被保険者でなくなった
- (3) 企業型年金規約により定められている資格を喪失した
- (4) 企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者となった

【申出期限】

企業型確定拠出年金の加入資格を喪失した日の翌月から6ヶ月後の月末までに申出が必要です。

申出期限を経過した場合には、確定拠出年金法に基づき、個人別管理資産は国民年金基金連合会へ自動的に移換されますので、移換申出ができなくなります。

なお、処理日数の関係上、申出期限の直前にお申出いただいた場合には、企業年金連合会への移換が行えない場合がありますのでご注意ください。

【注意事項】

・次の場合は企業年金連合会への移換を選択いただいても、将来お支払いする通算企業年金の額が0円となります。

（主な事例）

① 企業型確定拠出年金における運用商品を資産管理機関にて現金化した際に、定額事務費（1,100円）以下となった場合

② 運用商品の現金化が行われた後に事業主返還（※）が実施され、移換額が1,100円以下となった場合

（※）企業型確定拠出年金において、加入者の資格を喪失したときに規約に定められた要件（例えば、加入年数が3年未満であることや、退職事由が自己都合等であることなど）に該当する場合、その方の個人別管理資産から、事業主が拠出した掛金相当額の全部または一部を当該事業主に返還する必要がある場合

申出入力フォームは
下へスクロールします

① 企業年金連合会への申出（WEB申出）

申出入力フォームに入力後、「氏名・生年月日・現住所が確認できる以下のいずれか1通」を以下の台紙に貼付して企業年金連合会までご提出ください。（有効書類の提出がございませんと申出は完了いたしません。）

- ① 運転免許証【裏面に記載がある場合は両面】のコピー
- ② 健康保険証【両面】のコピー
（「保険者番号」、「記号・番号」、「QRコード」が判別できない様にマスキング（塗り潰す等）してご送付ください。）
- ③ マイナンバーカード【表面のみ】のコピー
- ④ パスポートのコピー

 提出書類貼付台紙（PDF形式/76KB）（必ずこの台紙に貼付してご提出ください）

<書類提出先>

〒105-0011

東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階

企業年金連合会

年金サービスセンター 年金記録課 年金記録係

以下をクリックし、必要事項をご入力ください。

入力いただいた個人別管理資産の移換に必要な年金記録に関する情報につきましては、企業年金連合会が、申請いただいた記録関連運営管理機関（RK）へ情報提供いたします。

 **申出入力フォームはこちら**

② 記録関連運営管理機関（RK）への申出

申出書をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、運転免許証など、氏名・生年月日・現住所が確認できる記録関連運営管理機関（RK）指定の書類を添付し、記録関連運営管理機関（RK）に郵送してください。

企業型DCから連合会へ持ち込むときの申出方法について

確定拠出

①-1 Web申出（連合会へ）

〈申出入力フォーム〉

必要事項を
ご入力ください

企業型確定拠出年金からの移換申出

企業型確定拠出年金に加入していた事業所を退職した方等の年金受給について、企業年金連合会に移換を申出するための画面になります。
必須マーク **必須** が表示されている項目は、必ず入力してください。

移換手続きには3か月程度かかる見込みです。
すべての移換手続きが完了しましたら企業年金連合会から「移換完了通知書」を送付いたします。

■ 企業型確定拠出年金からの移換の申出を行う方の情報を入力してください。	
基礎年金番号 必須	半角数字10桁ハイフンなしで入力してください。 (例: 1234567890)
氏名 必須	全角で入力してください。 氏名合わせて10文字以内で入力してください。 ※外字は一般的な漢字に変換して入力してください。(例: 高橋、崎、崎など) ※外国人・日本国外にお住まいの方は任意入力となります。 氏 (例: 年令) 名 (例: 太郎)
氏名 (フリガナ) 必須	半角で入力してください。 氏名合わせて20文字以内で入力してください。 ※外国人・日本国外にお住まいの方は以下の「」にチェックして氏名を半角アルファベット (大文字) で入力してください。 (例: 氏名) (例: 太郎) (例: 氏名) (例: 太郎) ☐ 氏 名
生年月日 必須	(例: 1967) (例: 02) (例: 10) 西暦 年 月 日
性別 必須	☐ 男 ☐ 女
住所 必須	郵便番号は半角数字を入力してください。 市区町村、町名・地名、マンション・アパート名は、すべて合わせて全角50文字以内で入力してください。 (例) 郵便番号: 105-0011 市区町村: 東京都 市区町村: 港区 町名・地名: 芝公園X-X-X マンション・アパート名: XXマンション10階 ＜日本国外にお住まいの方＞ 郵便番号を999-9999と入力してください。郵便番号、市区町村、町名・地名、マンション・アパート名は入力不要です。 郵便番号 - 自動入力 市区町村 町名・地名 マンション・アパート名

電話番号 必須	半角数字ハイフンなしで入力してください。 ※当連合会から連絡させていただく場合がありますので、日中に連絡の取りやすい電話番号を入力してください。 (例: 09012345678)
メールアドレス 必須	半角英数字または半角記号で入力してください。 ※「-@pfa.or.jp」からのメールを受信できるようにメールソフトの設定をお願いします。 (例: dc-kan@xxxxxxxx.ne.jp) @
勤務していた会社名 必須	全角で入力してください。 (例: ABC株式会社)
勤務していた会社の企業年金制度の識別番号 必須	半角数字ハイフンなしで入力してください。 (例: 001112222)
勤務していた会社の企業年金制度の名称 必須	全角で入力してください。 (例: 人半部)
企業型確定拠出年金規約の代表事業主名 必須	全角で入力してください。 (例: XYZ株式会社)
企業型確定拠出年金規約の承認番号 必須	実務事業所登録番号を半角数字8桁で入力してください。 ※移換元の会社員連済費管理機関 (RK) からの最終発元の3桁と等しい番号が記載されています。 (例: 87654321)
■ 以下の4社から移換元の記録連済費管理機関 (RK) の名称を選択し、必要な情報を入力してください。 必須 ※契約名、企業名は全角で入力してください。 ☐ 日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー (株) 登録番号: 0000011 契約番号 (7桁) 契約名 加入者番号 (10桁) 必須 ☐ 日本レコード・キーピング・ネットワーク (株) 登録番号: 0000074 企業名 必須 加入者番号 (10桁) 必須 ☐ SBIベネフィット・システムズ (株) 登録番号: 0000115 企業名 必須 加入者コード (10桁) 必須 ☐ 損保ジャパン・DC証券 (株) 登録番号: 0000015 加入者コード (10桁) 必須	

1

キャンセル

2

入力内容の確認へ

〈提出書類貼付台紙〉

氏名・住所を
ご入力ください

【年金50・年金記録簿】
日 年 月 日

《企業年金連合会への個人別管理資産移換申出(確定拠出年金)提出書類貼付台紙》

企業年金連合会のWEB画面に申出内容を入力後、「氏名・住所が確認できる以下のいずれか1通」を貼付して企業年金連合会までご提出ください。

- ①運転免許証(裏面に記載がある場合は両面)のコピー
- ②健康保険証(両面)のコピー
- ③マイナンバーカード(表面のみ)のコピー

氏名 住所

(ここに貼付してください。)

ここに
申出者確認書類を
貼付してください

【送付先】
切り取って宛名に
ご利用ください

〒105-0011
港区芝公園2-4-1
芝パークビル8階10階
企業年金連合会
年金記録簿 DC担当

企業型DCから連合会へ持ち込むときの申出方法について

①-2 紙申出（記録関連運営管理機関（RK）へ）

- ①連合会のWebサイトから「移換申出書」をダウンロードします（P.61）
記入項目は、①-1 連合会に申出する場合の【入力項目】と同じです
- ②記入した「移換申出書」に免許証等コピーを添付し、**記録関連運営管理機関（RK）**へご提出ください
※添付する書類は移換元のRKにご確認ください

2. 企業年金と連合会の間での持ち運び

(3)連合会から持ち運ぶ方法

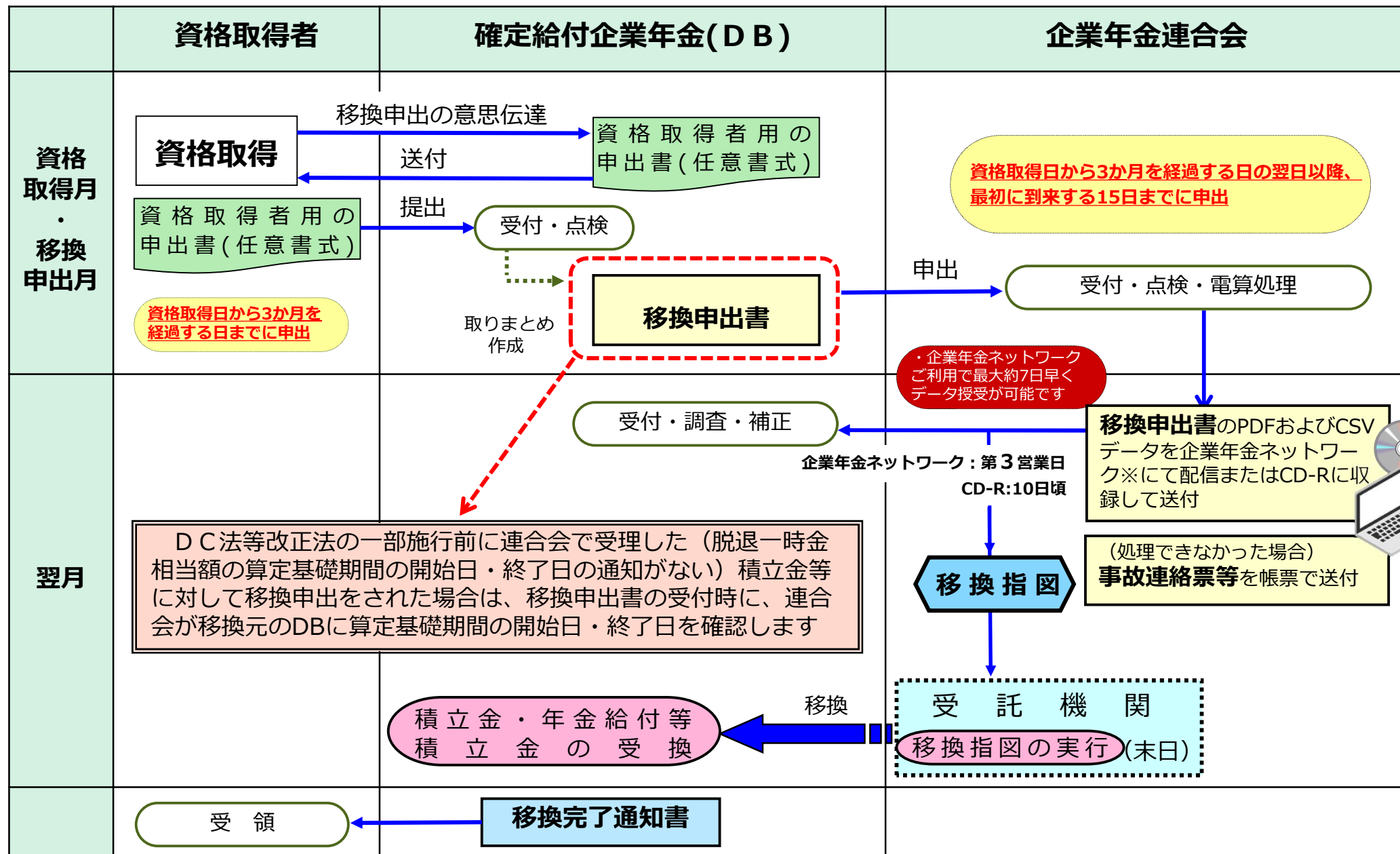
連合会からDBへの移換

移換通知の締切日は毎月15日です

- ・15日を過ぎると翌月処理分として取り扱います
- ・15日が土日祝日の場合は翌営業日となります

確定
給付

資格取得者の移換申出を取りまとめて積立金等を連合会から受換する場合の流れ



※企業年金ネットワークについては、「企業年金ネットワークを介したデータ授受(中脱移換、情報提供)について」をご参照ください

資格取得時の説明義務

以下の事項について、資格取得者へ説明をする義務があります

（「企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則について」平成17年7月5日付 年企発第0705001号より抜粋）

① 給付に関する事項

② 移換申出期限と移換申出の手続き

<本人申出の場合の注意事項>

以下の項目について本人にお知らせください

- ・ 加入している確定給付企業年金の規約番号または基金番号
- ・ 加入している確定給付企業年金の名称

③ 脱退一時金相当額を移換された場合、確定給付企業年金の加入者期間に算入する期間およびその算定方法

④ 加入者期間が1年未満である者について、算定基礎期間を通算しないことを定めている場合は、その旨およびその概要

⑤ 制度変更を検討している場合で、その変更内容等を加入者や受給権者に説明している場合には、それと同様の内容

積立金等の移換申出方法

移換申出方法は次の2つがあります

- ① DBが加入者本人の申出を取りまとめて連合会へ申出をする
- ② 加入者本人が直接連合会に申出をする

※いずれの場合も事前に連合会へ登録が必要です 「登録届兼変更届(様式第18号)」(P.23～)

登録届兼変更届 (様式第18号)

DBが準備する任意の様式で、
移換の意思確認や、移換する積
立金等の種類を確認します

取りまとめ

本人

企業年金

①

企業年金
連合会

②

規約に、連合会から積立金等の移換ができる旨が定められており、
P.23～24の登録届 (様式第18号) にて次の内容が登録されている
必要があります。

1. 移換の可否 (「移換できる」ことが前提)
2. 移換できる積立金等の種類
3. 移換の手続き方法 (取りまとめ、または本人申出)

項 目	内 容	変更箇所
様式第18号 企業年金連合会 年金サービスセンター長 殿 登録届兼変更届 (確定給付企業年金)		
規約番号・基金番号		
(会員番号)		
事業主又は基金の名称		
確定給付企業年金実施事業所の事業主又は企業年金基金の名称 (規約型にあっては代表となる事業主の名称)	(フリガナ)	
担当部署名		
所在地	〒	
電話番号		
総幹事受託機関 (資金決済業務を委託している受託機関)の名称		
連合会から積立金等の移換ができるか否か	() 移換できる () 移換できない	1
連合会から積立金等の移換ができる場合	() 全ての積立金等を移換する () 年金給付等積立金等のみ移換する (厚生年金基金分) () 積立金のみ移換する (確定給付企業年金および確定拠出年金)	2
連合会から積立金等の移換を受ける場合の手続き	() 事業主又は基金が中途退者の申出を取りまとめて連合会に申出をする () 中途退者が直接連合会に申出をする	3

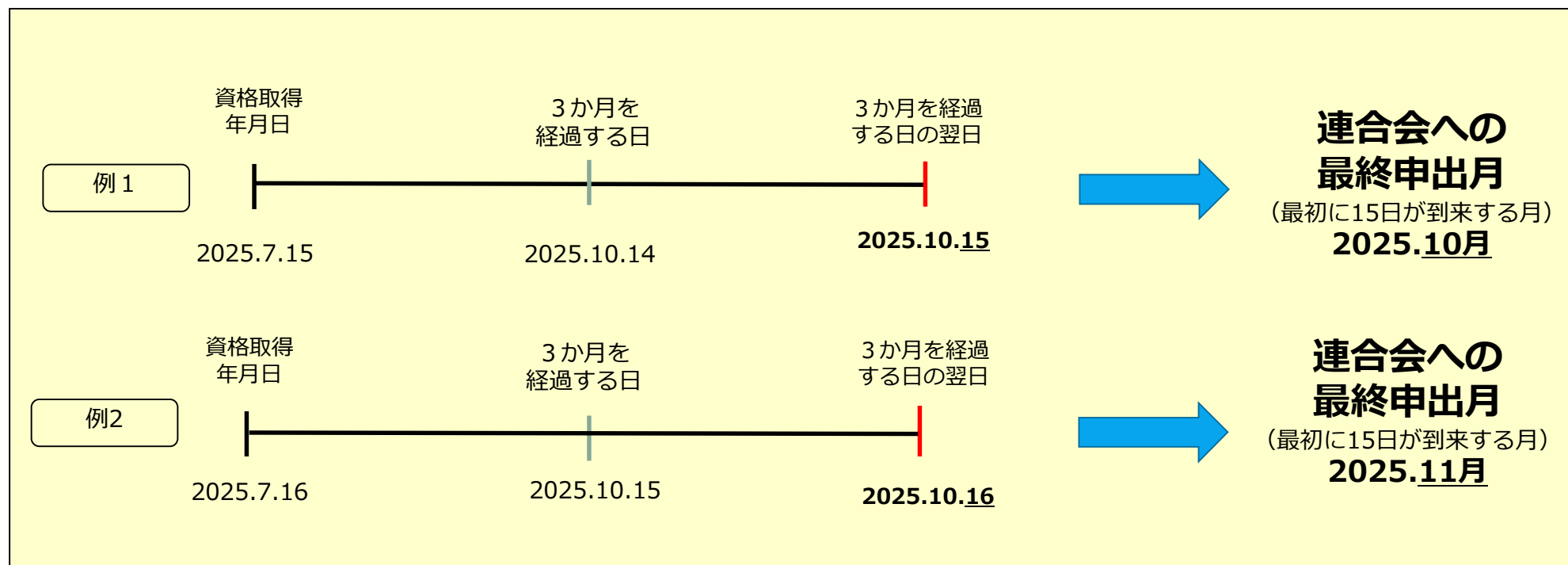
*上記の内容に変更があった場合は、変更した項目の「変更箇所」に○印を付し、「内容」欄に変更後の内容を記入してください。

連合会からDBへ持ち運ぶ時期

◆ 連合会への申出時期

加入者は、D Bの加入者の資格を取得した日から起算して3か月を経過する日までに、加入したD Bへ申出を行います

加入者の申出を受けたD Bは、申出があった日の翌日以降、最初に到来する15日（15日が土日祝日の場合は翌営業日）までに、連合会に申出を行います



DBが取りまとめて連合会へ申出する方法

連合会Webサイトから
ダウンロードが可能です (P.61)

確定
給付

中途脱退者等積立金、年金給付等積立金等移換申出書（様式第12号）

様式第12号

中途脱退者等積立金、年金給付等積立金等移換申出書（確定給付企業年金）

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等
附則第58条第1項又は第55条第1項の規定により、下記の者から企業
び年金給付等積立金等の移換の申出を受けましたので申し出ます。

西暦 XXXX 年 11 月 1 日

移換申出期限は、資格取得年月
日より**3か月以内**です

DBの「規約番号(規約型)」または
「基金番号(基金型)」を記入

記

資格取得者本人に移換する資産を確認し、移換可能な資産を規約で
ご確認のうえ（「登録届兼変更届」をご提出のうえ）移換区分をご
選択ください
なお、連合会における資産の管理状況を事前にお電話等で
照会いただくことが可能です

エラー例

- ・規約に定められていない資産の選択または、
登録届（様式第18号）にて登録されていない資産の選択
- ・連合会が管理する資産との相違
- ・連合会に移換できる資産がない
- ・連合会に基礎年金番号、氏名、生年月日が一致する対象
者が存在しない

規約番号又は基金番号		0 0 0 1 2 X	件数	0 0 0 1		
基礎年金番号		フリガナ 氏 名	性別	生年月日 (西暦)	資格取得年月日 (西暦)	移換区分
2 2 2 2	1 2 3 4 5 X	レンゴウカイ タロウ 連合会 太郎	男01 女02	1 9 7 3 0 5 0 5	X X X X 1 0 0 1	1 全ての資産を移換する 2 年金給付等積立金等の資産のみ移換する (厚生年金基金分) 3 積立金の資産のみ移換する (確定給付企業年金および確定拠出年金)
			男01 女02			1 全ての資産を移換する 2 年金給付等積立金等の資産のみ移換する (厚生年金基金分) 3 積立金の資産のみ移換する (確定給付企業年金および確定拠出年金)
			男01 女02			1 全ての資産を移換する 2 年金給付等積立金等の資産のみ移換する (厚生年金基金分) 3 積立金の資産のみ移換する (確定給付企業年金および確定拠出年金)

中途脱退者等積立金、年金給付等積立金等移換申出書の見方

中途脱退者等積立金、年金給付等積立金等移換申出書（様式第13号）

様式第13号

中途脱退者等積立金、年金給付等積立金等移換申出書（確定給付企業年金分）

1 ページ

105-00XX
港区芝公園X-X-X公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律
(平成25年法律第63号)附則第58条第2項及び第55条第2項の規定により、申出のあった下記の
者に係る積立金及び年金給付等積立金等を本月末日に移換します。

○△□企業年金基金

<00012

2025 年 7 月 1 日

企業年金連合会

移換する金額（年金原資分）

通算企業年金額 通算企業年金現価率

 $178,479円 \times 12.2466 \div 2,185,761円$ (1円未満切り上げ) $2,185,761円 + 29,100円 = \underline{2,214,861円}$

※返還事務費

※返還事務費基準額：返還処理に係る費用

資格喪失日

- 平成26年10月1日以降の場合 5,000円
- 平成26年9月30日以前の場合 3,800円

記

規約番号又は基金番号		00012X										
基礎年金番号	加入者氏名	性別	生年月日	移換申出区分	本人拠出相当額	等	積立金等のうち 返還事務費	算定基礎 期間等	算定基礎期間等		積立金等の区分	
									開始日	終了日		
2222-12345X	レノゴウカイ 太郎 連合会 太郎	男	1981. 05. 14		100,000	円	2,214,861	円	111	2016.04.01	2025.07.01	確定給付企業年金の脱退一時金相当額
							2,214,861	円				

返還事務費 = 移換通知時の事務費 - 返還事務費基準額※

29,100円 = 34,100円 - 5,000円

返還事務費 = 移換通知時の事務費 - 返還事務費基準額※
 $29,100円 = 34,100円 - 5,000円$

(注) 1 返還事務費は、積立金等に含まれており再掲しています。

項目 性別	申出人数	件数	積立金等 (円)	返還事務費 (円)
男子	1	1	2,214,861	29,100
女子	0	0	0	0
合計	1	1	2,214,861	29,100

連合会がDBに移換する金額
(返還事務費を含みます)

連合会からDC（企業型・個人型）への移換

連合会に脱退一時金相当額等を移換した者が、確定拠出年金（企業型・個人型）に加入した場合、本人の申出により、その者に係る積立金等を連合会から加入先の確定拠出年金に移換することができます（平成17年10月～）

ただし、連合会の老齢年金給付の受給権を有している者は移換できません



- ・ 事業主が中途脱退者等の申出を取りまとめて連合会に申出する場合は、「とりまとめ用移換申出書送付依頼書」を年金記録課までご提出ください
- ・ 中途脱退者等が直接連合会に申出する場合は、企業年金コールセンター（0570-02-2666）までご連絡ください
- ・ 連合会に登録がない場合は、P.46の「登録届兼変更届（確定拠出年金）」の提出が必要となります

3. 參考資料

(1)連合会Webサイトの活用

各種様式のダウンロード

① 「通算企業年金のおすすめ」をクリックします

このページの令和6年度半期報告により被災された皆様、ならびにそのご家族の皆様によりお見舞い申し上げます。皆様の安全と被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

■ 2025年度の役員報酬のお申込み受付を開始しました。

■ 「会員支援サービスのトライアル利用」のページを公開しました。

■ 企業年金連合会における通算企業年金の予定死亡率及び予定利率の変更について

③ 年金制度ごとのリンクをクリックします

移受換の事務処理

ポータビリティの選択肢と説明義務

連合会通知

連合会の規約・規程

Q&A [移受換事務に関して]

様式等ダウンロード

厚生年金基金用の中途退会者移転等事務に係る様式

確定給付企業年金用の中途退会者等移受換事務に係る様式

確定給付企業年金用の中途退会者等移受換事務に係る様式

「企業年金間のポータビリティと通算企業年金のご案内」資料

② 画面をスクロールし「移受換の事務処理」をクリックします

通算企業年金のおすすめ

通算企業年金を選ぶのはあなたです

「通算企業年金特設ページ」転載するあなたへ！
通算企業年金に移しカエル！

通算企業年金の特長と注意点
(終身年金、保証期間あり)

通算企業年金の予定利率と年金額の試算表

【チラシ】通算企業年金に移しカエル！
(PDF形式/2.94MB)

【二次元バーコード】通算企業年金に移しカエル！
(PDF形式/221KB)

※チラシ及び二次元バーコードシール（データタグ付）は、企業年金の中途退会者等が受給する退職金等の中途退会者等への配布、または配布資料への添付、企業年金制度の廃止を目的で作成していますので、利用目的外での使用や複製の二次加工は禁止とさせていただきます。

移換の仕組みと企業年金連合会の役割

企業型確定拠出年金から企業年金連合会への個人別管理資産の移換

企業年金事務局の方へ

事業主説明業務について
ポータビリティの選択肢と説明義務

移受換・情報提供
事務担当の方

移受換の事務処理

④ 必要な様式をダウンロードします

様式	名称	WORD	EXCEL
様式第18号	登録届変更届（確定給付企業年金） ※規約番号・基金番号が変更の場合は新規登録してください。 注記：記入方法(PDF形式/175KB) 注記：基金番号または規約番号及び認可または承認年月日を確認することができる書類を添付してください。（設立時の認可書・承認通知書等の写し）		EXCEL形式/57KB
様式第10号	中途退会者脱退一時金相当額移換通知書 (確定給付企業年金) 注記：記入方法(PDF形式/545KB) 注記：名称・住所等に変更がある場合は、併せて様式第18号（登録届変更届）を提出してください。		EXCEL形式/67KB EXCEL形式/31KB
様式第12号	中途退会者等積立金、年金給付等積立金等移換申出書 (確定給付企業年金) 注記：記入方法(PDF形式/255KB)		EXCEL形式/72KB
様式第14号	中途退会者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届		
様式第14号付表	中途退会者脱退一時金相当額移換通知取消 (付表) 注記：記入方法(PDF形式/852KB) 注記：様式第14号と様式第14号付表は併せて提出してください。		
	CD-Rテスト依頼について	WORD形式/29KB	

下までスクロールすると
送付先が表示されます

(1) 連合会Webサイトの活用

年金試算シミュレーション

① 「通算企業年金のおすすめ」をクリックします

③ 年金試算条件を入力し、「試算」をクリックします

年金試算条件

※数字は全て半角で入力してください。

生年月日 必須	西暦 1980 年 1 月 1 日 (半角入力)
脱退一時金相当額、 残余財産分配金、個人別管理資産の額 必須	2000000 円 (半角入力 コンマは不要)
性別 必須	☒ 男性 ☐ 女性
資格喪失年月日(退職日)(注記1) または基金の解散日・制度の終了日 必須	西暦 2022 年 6 月 1 日 (半角入力)
移換を申出する予定の年月(注記2、3、4) 必須	西暦 2022 年 6 月 (半角入力)
過去に通算企業年金として連合会に移換して その請求にしている (ポータビリティで他に移換していない) 必須	☐ はい ☒ いいえ

注記1 資格喪失年月日は、規約により退職日の翌日となる場合があります。

注記2 企業年金連合会に対し脱退一時金相当額、残余財産分配金、個人別管理資産の移換を申出する予定月。

注記3 15日を過ぎて申出する場合は、翌月を入力してください。

注記4 移換申出年月の翌月(実際に年金原資を移す年)となります。

キャンセル
試算

② 「年金試算シミュレーション」をクリックします

④ 年金額および事務費の試算結果が表示されます

年金試算結果

支給開始年齢時の年金額 (年間の支払額)(注記1)	128,090円	支給開始年齢 (支給開始時期)(注記2)	65歳
移換時の年齢	42歳7ヶ月	移換時の適用利率	1.25%

注記1

- 支給開始年齢から生涯にわたってお受け取りいただけます。
- 80歳前に亡くなった場合は、残りの期間分の一時金が遺族に支給されます。
- この年金額から更に下記の事務費が控除されることはありません。

注記2

生年月日等に応じた支給開始年齢を超えて移換された場合は、移換された月に年金の受給権が発生するため、移換された月の翌分から年金が支給されます。

脱退一時金相当額、 残余財産分配金、個人別管理資産の額	2,000,000円	移換時に控除する事務費額 (注記3)	34,100円
--------------------------------	------------	-----------------------	---------

(1) 連合会Webサイトの活用

「通算企業年金のおすすめ」パンフレット

① 「企業年金のしくみ」をクリックします

企業年金のしくみ／連合会年金

企業年金のしくみ

② 「企業年金の通算制度」をクリックします

企業年金のしくみ／連合会年金

企業年金と通算制度について

企業年金の通算制度

③ 年金制度や資格喪失日等を確認し、該当するパンフレットを選択します

通算企業年金のおすすめ（パンフレット）

通算企業年金の特長を詳しく解説するパンフレットです。ご自身の資格喪失日、加入されていた制度、中途脱退が解散・制度終了などにより、以下の該当するパンフレットをご参照ください。

令和4年5月1日以降に加入資格を喪失した方向け

- 厚生年金基金（中途脱退者向け）（PDF形式/1.50MB）
- 厚生年金基金（解散基金加入員向け）（PDF形式/1.49MB）
- 確定給付企業年金（中途脱退者向け）（PDF形式/1.52MB）
- 確定給付企業年金（終了制度加入者向け）（PDF形式/1.42MB）
- 企業型確定拠出年金（加入資格を喪失した方向け）（PDF形式/1.43MB）

平成29年4月1日以降に加入資格を喪失した方向け

- 厚生年金基金（中途脱退者向け）（PDF形式/1.58MB）
- 厚生年金基金（解散基金加入員向け）（PDF形式/1.58MB）
- 確定給付企業年金（中途脱退者向け）（PDF形式/1.60MB）
- 確定給付企業年金（終了制度加入者向け）（PDF形式/1.56MB）

Q&A 【企業年金連合会の通算企業年金のおすすめ】
通算企業年金額の早見表はこちらをご覧ください。

各種パンフレットの送付依頼書

通算企業年金の各種パンフレット（通算企業年金に移しカエル！（チラシ・二次元バーコードシート）、通算企業年金のおすすめ（パンフレット））の送付を希望する場合、以下の送付依頼書に必要事項をご記入のうえ、年金サービスセンター（年金記録課）にて、FAX（03-5401-8740）またはE-mail（kikoku@pfa.or.jp）にてお送りください。
なお、二次元バーコードは、シールにてお送りします（1枚直径4cm、5枚で1シート）。

各種パンフレット送付依頼書です

例．確定給付企業年金（中途脱退者向け）

企業年金連合会 通算企業年金のおすすめ

年金原資の持ち運びと企業年金連合会の役割

通算企業年金は生涯にわたってお受け取りいただける終身年金です

年金原資の持ち運び	年金原資の持ち運び	年金原資の持ち運び
年金原資の持ち運び	年金原資の持ち運び	年金原資の持ち運び

(2)よくある質問 Q & A

Q1. 「登録届兼変更届（DB様式第18号、DC様式）」はなぜ提出しなければならないのですか

A1. **【初回登録】**登録がないと移換通知が受理できないため、必要な添付書類とともにご提出ください（P.23～24、P.46）

【変更】最新の情報で移受換事務を行うために、変更の都度、ご提出ください

なお、規約番号・基金番号の変更は【初回登録】扱いとなり、添付書類が必要です

※名称および住所については、移換通知受理書の送付先情報にもなるため、忘れずに変更の届出をしてください

なお、管轄の厚生局への認可申請・届出が必要な場合は、そちらも忘れずにお手続きください

Q2. 年金記録係あてに提出する移換通知(申出)や取消・訂正届の受付締切日を教えてください

A2. **毎月15日(15日が土日祝日の場合は翌営業日)です**

受付締切日を過ぎて到着したものは、翌月処理分として受付します

※登録届兼変更届は随時受け付けていますので、登録内容に変更があった場合はお早めに届出をしてください

(2)よくある質問 Q & A

Q3. 連合会に移換通知(申出)した脱退一時金相当額を取消しする場合に、必要な様式を教えてください

A3.【DB】「中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（様式第14号+第14号付表）」
をご提出ください（P.37～）

Q4. 連合会に移換通知(申出)した脱退一時金相当額を取消ししたいので、移換通知(申出)をなかったことにできますか

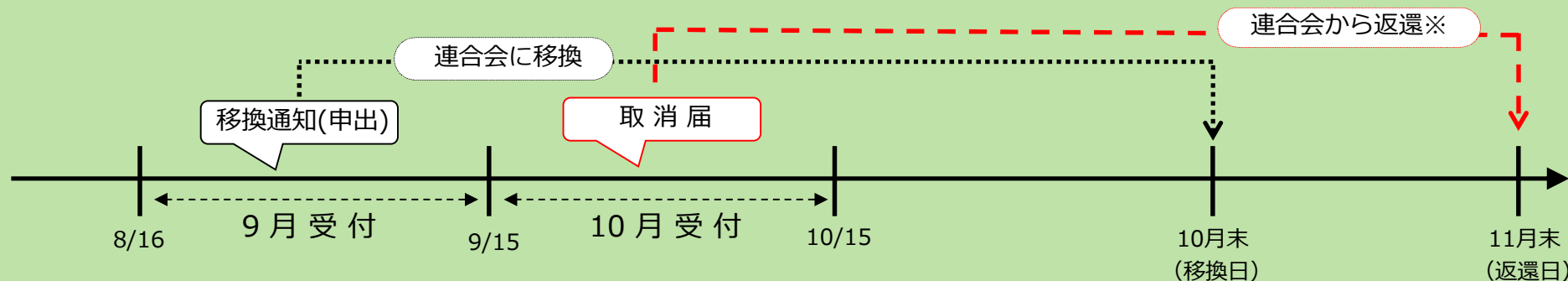
A4. 移換通知(申出)月と同月内に取消届を提出いただいた場合に限り、脱退一時金相当額の移換は行われません（各種届出の受付締切日は、A2参照）

一方、取消届が締切日までに提出できなかった場合は、**移換通知(申出)をなかったことにはできません**

この場合、移換通知(申出)月の翌月10日頃に届く受理書等に基づき、一旦、受託機関へ移換指図をしていただくとともに、連合会に取消届をご提出ください

取消の処理が完了したところで連合会から調整通知書をお送りし、脱退一時金相当額を返還※します

※ 返還する脱退一時金相当額 = 移換済みの脱退一時金相当額 - 定額事務費(1,100円) + 利息（発生した場合）



ご不明な点やご質問等がございましたら、
以下の連絡先までご連絡ください

〒105-0011

東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階

企業年金連合会 年金サービスセンター
年金記録課 年金記録係

電話：03-5401-8732

E-mail：kiroku@pfa.or.jp

連合会Webサイト <https://www.pfa.or.jp/>

